

平成27年度版

七尾市の

環境の現況



七尾市

はじめに

この環境の現況は、七尾市の大気、水質、騒音、廃棄物等の環境全般における取組みを紹介しております。

本冊子を通し、七尾市の環境に理解を深めていただき、今後の環境保全活動の推進に繋がることを願っています。



市の花

菜の花



市の木

松

市の鳥

カモメ



市の魚

ハチメ



市民のねがい —七尾市民憲章— (平成18年9月21日制定)

古き歩みを誇りつつ
文化の薫るふるさとに
豊かな未来夢ひらく

なみおだやかに碧(あお)光り
ななおのまちに人集う
おとなも子どもも手をつなぎ
しあわせの和を広げよう

目 次

総論

七尾市の概要	1
--------	---

第1章 自然環境

第1節 自然環境保護	6
------------	---

第2節 生物多様性	10
-----------	----

第3節 環境学習	11
----------	----

第2章 大気

第1節 大気汚染の現状	13
-------------	----

第2節 監視体制	14
----------	----

第3節 監視結果	15
----------	----

第3章 水質

第1節 概要	20
--------	----

第2節 監視体制	22
----------	----

第3節 監視結果	23
----------	----

第4章 騒音・振動・悪臭

第1節 騒音・振動	29
-----------	----

第2節 悪臭	31
--------	----

第5章 地盤沈下・地下水資源

第1節 地盤沈下概要	32
------------	----

第2節 監視体制	33
----------	----

第3節 監視結果	34
----------	----

第6章 ごみ

第1節 ごみの現状	38
-----------	----

第2節 ごみ減量化対策	39
-------------	----

第7章 ダイオキシン

第1節 ダイオキシン概要	41
--------------	----

第2節 測定結果	41
----------	----

第8章 地球温暖化

第1節 地球温暖化の現状	42
--------------	----

第2節 対策	44
--------	----

第9章 市民パートナーシップ

第1節 市民活動	47
----------	----

資料編

第1節 公害防止協定締結事業所	49
-----------------	----

第2節 環境審議会	51
-----------	----

七尾市の概要

1. 位置

七尾市は、石川県の北部、能登半島の中央部東側に位置し、北は穴水町、西は志賀町、南は中能登町、富山県氷見市と接しています。

市の中心部には七尾西湾、七尾南湾が広がり、北に能登島が浮かび、東は富山湾に面しています。

七尾南湾に臨む七尾港周辺に市街地が展開し、東西は山地に挟まれ、南は平野が広がっています。

恵まれた自然環境とそれを大切にする人の暮らしの中で育まれてきた貴重な里山、里海環境を創り出しています。



2. 気候

日本海側特有の気候で冬季は西高東低の気圧配置が多く、北西の季節風が吹き、降水量が多く、春季はフェーン現象で気温が高くなる傾向が見られます。

平成 27 年の年間平均気温は約 13.8℃で、年間降水量は約 1,799.5mmとなっています。

●過去 5 年間の気象統計 資料：気象庁

年	降水量 (mm)		気温 (℃)			風速 (m/s)		日照 時間(h)	雪 (寒候年 cm)		
	年合計	日最大	年平均	最高	最低	年平均	最大瞬間		年合計	日最大	最深
平成 23 年	2,361.5	134.0	13.2	35.0	△ 5.5	1.4	18.8	1,496.1	327	22	74
平成 24 年	1,931.0	52.5	13.2	35.1	△ 6.9	1.4	22.8	1,553.7	249	23	38
平成 25 年	2,884.0	208.0	13.4	34.7	△ 5.5	1.5	24.6	1,565.7	243	19	24
平成 26 年	2,787.0	134.0	13.2	34.7	△ 5.0	1.3	20.3	1,577.8	28	8	8
平成 27 年	1,799.5	79.5	13.8	37.4	△ 3.9	1.4	22.5	1,531.3	183	41	40

3. 人口

七尾市の人口（国勢調査：平成 27 年 10 月 1 日）は、55,325 人（男 26,218 人、女 29,107 人）、世帯数は 20,855 世帯です。

●人口統計資料 資料：国勢調査 単位：世帯, 人

区分 年	世帯数	人口			前回に対する 増減(△)	1 世帯あたり 人員
		総数	男	女		
平成 7 年	20,799	67,368	32,145	35,223	△ 1,324	3.2
平成 12 年	21,066	63,963	30,361	33,602	△ 3,405	3.0
平成 17 年	21,402	61,871	29,123	32,748	△ 2,092	2.9
平成 22 年	20,944	57,900	27,297	30,603	△ 3,971	2.8
平成 27 年	20,855	55,325	26,218	29,107	△ 2,575	2.7

4. 産業構造

七尾市の就業者数（国勢調査：平成22年10月1日）は、28,468人となっています。
産業別の就業者数の割合は、第1次産業が6.1%、第2次産業が25.8%、第3次産業は66.9%となっています。

※平成27年国勢調査の結果は未公表（平成29年4月公表予定）

●就業者統計資料 資料：国勢調査

区分 年	就業者数（人）			産業別就業割合（%）		
	総数	男	女	第1次	第2次	第3次
平成7年	36,716	19,924	16,792	9.2	31.2	59.5
平成12年	33,822	18,306	15,516	6.9	30.9	62.1
平成17年	31,453	16,872	14,581	6.8	27.5	65.2
平成22年	28,468	15,174	13,294	6.1	25.8	66.9

●職業(大分類)別就業者統計資料—① 資料：国勢調査

産業 年	平成7年（人）			平成12年（人）		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	36,716	19,924	16,792	33,822	18,306	15,516
第1次産業	3,386	1,978	1,408	2,345	1,473	872
構成比(%)	9.2			6.9		
農業	2,629	1,405	1,224	1,638	947	691
林業	76	60	16	71	55	16
漁業	681	513	168	636	471	165
第2次産業	11,443	6,970	4,473	10,450	6,551	3,899
構成比(%)	31.2			30.9		
鉱業	26	23	3	28	24	4
建設業	1,083	3,446	637	3,808	3,229	579
製造業	7,334	3,501	3,833	6,614	3,298	3,316
第3次産業	21,856	10,958	10,898	21,004	10,269	10,735
構成比(%)	59.5			62.1		
卸売業・小売業・飲食店業	7,011	3,316	3,695	6,328	2,944	3,384
運輸・通信	2,038	1,776	262	1,143	752	391
金融・保険・不動産業	964	473	491	397	300	97
電気・ガス・熱供給・水道業	314	292	22	1,496	1,259	237
サービス業	10,396	4,284	6,112	10,574	4,219	6,355
公務	1,133	817	316	1,066	795	280
分類不能	31	18	13	23	13	10

●職業(大分類)別就業者統計資料—② 資料：国勢調査

産業	年	平成 17 年 (人)			平成 22 年 (人)		
		総数	男	女	総数	男	女
総数		31,453	16,872	14,581	28,468	15,174	13,294
第 1 次産業		2,135	1,403	732	1,736	1,243	493
	構成比 (%)	6.8			6.1		
農業		1,593	966	627	1,195	805	390
林業		34	30	4	65	58	7
漁業		508	407	101	476	380	96
第 2 次産業		8,652	518	3,134	7,348	4,747	2,601
	構成比 (%)	27.5			25.8		
鉱業		21	17	4	11	11	-
建設業		3,093	2,669	2,706	2,480	2,156	324
製造業		5,538	2,832	2,706	4,857	2,580	2,277
第 3 次産業		20,492	9,851	10,641	19,043	8,961	10,082
	構成比 (%)	65.2			66.9		
電気・ガス・熱供給・水道業		338	327	11	328	305	23
情報通信業		112	64	48	108	69	39
運輸業		1,373	1,226	147	1,329	1,168	161
卸売・小売業		5,379	2,568	2,811	4,425	2,165	2,260
金融・保険業		626	311	315	625	297	328
不動産業		102	64	38	195	114	81
学術研究、専門・技術サービス業					507	314	193
飲食店・宿泊業		2,601	932	1,669	2,544	880	1,664
生活関連サービス業、娯楽業					1,178	466	712
教育・学習支援業		1,261	527	734	1,195	496	699
医療・福祉		3,472	747	2,725	3,790	831	2,959
複合サービス業		538	356	182	348	184	164
サービス業		3,645	1,948	1,697	1,555	1,019	536
公務		1,045	781	264	916	653	263
分類不能		174	100	74	341	223	118

5. 土地利用

七尾市の面積は、318.32 k m²で、東西約 24 km、南北 26 kmにわたっています。地目別の土地利用状況は、農地が約 34.4%、宅地が約 9.0%、山林・その他が約 56.5%となっています。

都市計画用途地域は全体の 15.5%で、現況は次のとおりです。

●土地利用比率 資料：七尾都市計画土地利用計画

平成 28 年 3 月末現在

区分		面積(k m ²)	用途地域比率(%)	市面積比率(%)
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	1.306	15.18	0.41
	第 1 種中高層住居専用地域	0.960	11.16	0.30
	第 2 種中高層住居専用地域	0.134	1.56	0.04
	第 1 種住居地域	1.413	16.43	0.44
	第 2 種住居地域	0.346	4.02	0.11
	準住居地域	0.110	1.28	0.03
	近隣商業地域	0.341	3.96	0.11
	商業地域	1.030	11.97	0.32
	準工業地域	1.338	15.55	0.42
	工業地域	0.290	3.37	0.09
	工業専用地域	1.335	15.52	0.42
	都市計画区域面積		49.327	—
都市計画区域外面積		268.993	—	84.50
七尾市の面積		318.320	—	100.00

第1章 自然環境

第1節 自然環境保護

1. 自然公園

自然公園とは、自然の美しい景観地を保護しつつ、その中で野外レクリエーションや休養、自然教育の場として利用することを目的に、自然公園法及び県立自然公園条例に基づき、石川県が指定した公園です。七尾市が属する国定公園は●表 1-1 のとおりです。

●表 1-1 国定公園

公園名	面積	指 定 年月日	七尾市内の 興味地点	特徴・備考
能登半島 国定公園	9,672 ha	S43.5.1	・七尾湾 ・七尾城跡 ・石動山 ・別所岳	日本海側最大の半島である能登半島の変化に富んだ長い海岸線を主体とする公園。優れた海岸景観や温泉等の豊かな自然環境は観光資源として大変重要である。

2. 県自然環境保全地域

県自然環境保全地域とは、すぐれた天然林や動植物等が良好な状態を維持している地域等、県土の自然環境を県民共有の財産として保護し、将来に継承することを目的として、石川県自然環境保全条例に基づき、石川県が指定したものです。七尾市内の指定地域は●表 1-2 のとおりです。

●表 1-2 県自然環境保全地域

地域名	面積	指 定 年月日	場所	主要保護対象
唐島	1.0 ha	S53.3.31	七尾市中島町塩津地内	タブノキ、ヤブツバキの天然林

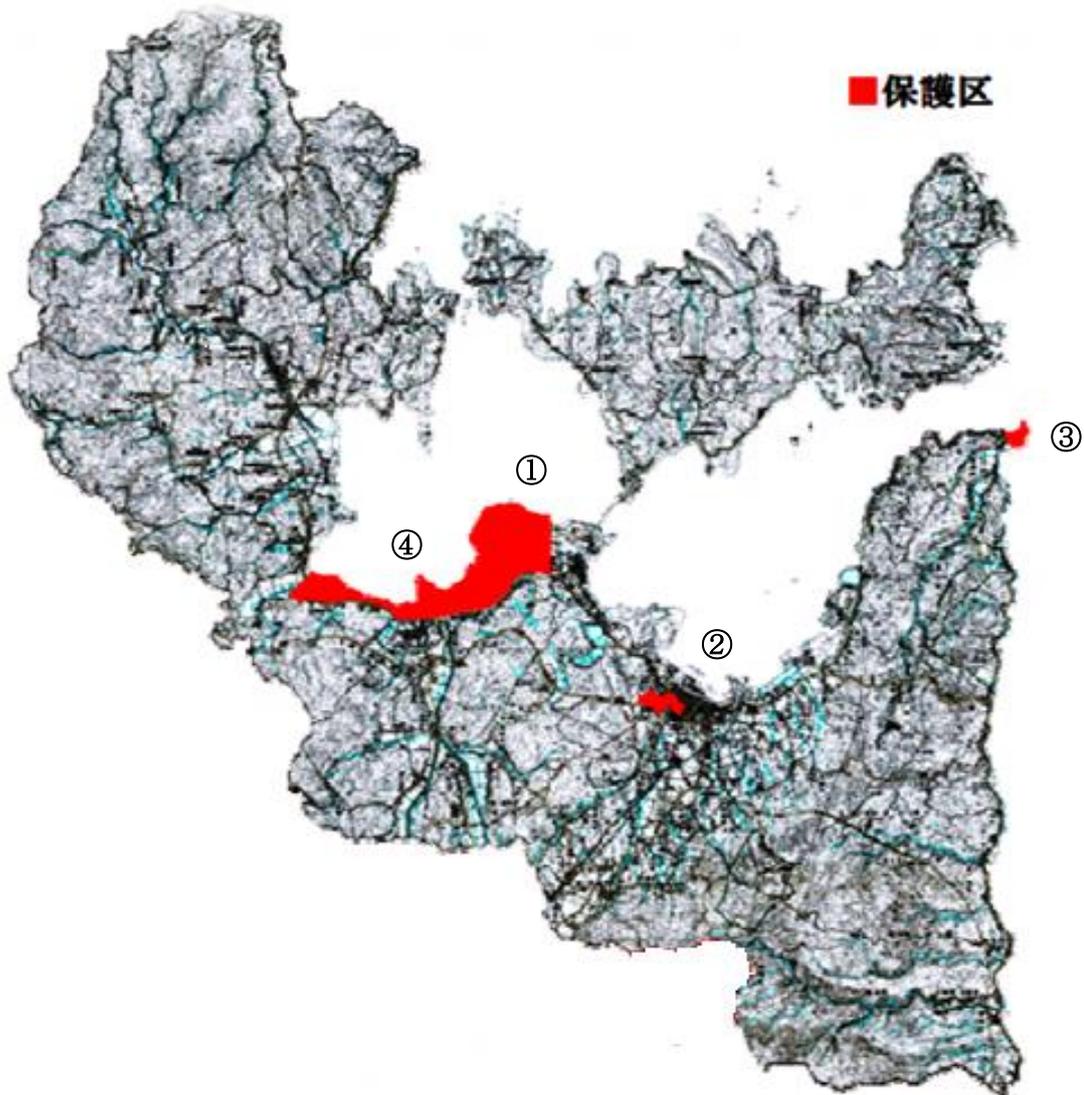
3. 鳥獣保護区

鳥獣保護区とは、鳥獣の保護繁殖を図るために、鳥獣保護法に基づき、国または県により指定される区域です。七尾市内には、鳥獣保護区特別保護区や国指定鳥獣保護区はありませんが、県指定鳥獣保護区が4箇所指定されています。その概要は●表 1-3 のとおりです。

●表 1-3 鳥獣保護区

No.	区名	所在地	指定目的の区分	指定期間	面積 [ha]
①	和倉	和倉町地内	森林鳥獣生息地	H25. 11. 1～H45. 10. 31	550
②	小丸山	馬出町地内		H25. 11. 1～H45. 10. 31	45
③	鹿渡島	鵜浦町地内		H21. 11. 1～H41. 10. 31	15
④	七尾西湾	田鶴浜町地内	集団飛来地	H20. 11. 1～H40. 10. 31	200

◆鳥獣保護区図



4. 天然記念物

天然記念物とは、動物、植物及び地質鉱物に関して学術上価値の高いものを保護するため、その種や生息地、所在地等を指定したものです。文化財保護法、石川県文化財保護条例及び七尾市文化財保護条例に基づき、それぞれ国、県、市により指定されます。七尾市内の天然記念物は●表 1-4 のとおりです。

●表 1-4 天然記念物

No	名称	所在地	指定年月日	指定機関
1	飯川のヒヨドリザクラ	飯川町 2 部 48 番地甲	S47. 8. 23	石川県
2	伊影山神社のイチョウ	庵町ケ部 6 番地 2	H2. 9. 26	
3	岩屋化石層	小島町西部 4~8 番地地内	H2. 9. 26	
4	唐島神社社叢タブ林	中島町塩津イ部 64 番地	H14. 8. 27	
5	飯川のケヤキ	飯川町 1 部 30 番地	S40. 10. 1	七尾市
6	龍門寺のラカンマキ	小島町リ部 15 番地	S40. 10. 1	
7	久麻加夫都阿良加志比古神社のスギ	中島町宮前ホ部 68 番地 1 の 1	S47. 3. 23	
8	秋葉神社のタブノキ	大野木町 秋葉神社地内	S48. 7. 25	
9	阿良加志比古神社のスギ	山崎町カ部 35 番地	S48. 7. 25	
10	小丸山公園常緑広葉樹林	小島町ハ部 147 番地、馬出町 76 番地	S57. 12. 24	
11	椿林寺常緑広葉樹林	鵜浦町ト部 13 番地丙 1, 2	S59. 12. 22	
12	観音寺海浜植物群落	鵜浦町 7 部 1 番地甲, 乙	S59. 12. 22	
13	雄島・雌島の植物群	七尾南湾	H2. 12. 21	
14	出村家のタブノキ	能登島長崎町 28 部 38 番地	H8. 3. 26	
15	小牧のスジダイ	中島町小牧ニ部 53 番地	H8. 6. 24	

5. 名水百選

名水百選とは、優れた湧水環境が地域住民の活動により保全されている場所を、環境省が選定したものです。七尾市内ではこれまでに、昭和 60 年に「昭和の名水百選」、平成 20 年に「平成の名水百選」が選定されています。七尾市内での選定場所は●表 1-5 のとおりです。

●表 1-5 名水百選

No.	名称	所在地	選定区分
1	御手洗池	三引町 54 部 10 番地 1 (赤蔵山憩の森内)	昭和の名水百選
2	藤瀬の水	中島町藤瀬 19 部 38 番地 (藤瀬霊水公園内)	平成の名水百選

6. 森林管理

七尾市では、森林の所有者と協定を結び所有者の適切な森林管理の支援や林道の維持管理に取り組んでいます。また、間伐材の一部で製造したプランターを、市民や地縁団体、事業者へ無償で貸し出し及び譲渡しています。

●協定締結状況(平成 27 年度実績)

協定者数	74 人
協定面積	1.10k m ²

●下草刈り費用支援(平成 27 年度実績)

維持管理費	990,360 円
維持管理面積	0.03k m ²

●間伐材プランター製造、貸出、譲渡数(平成 27 年度実績)

製造数	2,500 個
貸出数	1,002 個
譲渡数	1,498 個

第2節 生物多様性

1. 野生動植物の保護・保全

七尾市では、野生動植物の生息等に関する情報をまとめ、保全・保護すべき種を選定し、七尾市版レッドデータの作成を目指します。これをもとに絶滅の危機にある種を含めて、市民や事業者へ情報を提供し、種や生態系の保存を行う予定です。

●表 1-6 基礎資料に記録された重要種の数 単位：種

項目	市内に生息していると思われる重要種の数※1	市内で確認された種の数
哺乳類	1	0
鳥類	91	11
爬虫類	3	1
両生類	5	5
魚類	16	3
昆虫類	68	6
浅海域の生物	18	0
その他の動物※2	20	3
植物	298	151
合計	520	180

※1 市内に生息していると思われる重要種

いしかわレッドデータブック等の資料をもとに、七尾市内でかつて生息が記載されていた環境省レッドリスト種、石川県希少種、石川県レッドデータブック種、種の保存法指定種、天然記念物をまとめた。

※2 その他の動物は無脊椎動物、甲殻類、サンゴ類、貝類等を指す。

2. 七尾市のサンショウウオ

レッドデータに指定されている種で、他の地域に比べて七尾市に多く生息や繁殖が確認されているのが「ホクリクサンショウウオ」です。

清らかな水質環境を好むサンショウウオの仲間は良好な里山の象徴的な生物です。

七尾市にはその他にヒダサンショウウオ、クロサンショウウオも生息と繁殖が確認されています。



◆ホクリクサンショウウオ



◆ヒダサンショウウオ



◆クロサンショウウオ

第3節 環境学習

1. 水生生物調査

水生生物調査とは、河川に生息する水質の指標となる生物を調査することでその場所の水質を判断する調査です。七尾市では市内の小学校と協力し、毎年6月から調査を始め、平成27年度は延べ9河川11箇所を実施しました。

●表 1-8 平成27年度水生生物調査の内容と水質階級

参加学校	参加人数	河川	調査地点		水質階級
			番号	地点名	
天神山小学校	60	大谷川	1	上流（小池川原町内）	I
			2	中流（藤橋町地内、東部中学校付近）	IV
			3	中流（本府中町地内、サンライフプラザ付近）	I
小丸山小学校	67	御祓川	4	下流（藤橋のぞえ橋～国分大橋）	III
徳田小学校	46	江曾川	5	中流（江曾町）	I
		御祓川	4	下流（藤橋のぞえ橋～国分大橋）	I
東湊小学校	34	高田川	6	下流（佐味町地内、東湊小学校付近）	III
		崎山川	7	下流（湯川町地内、湯川温泉付近）	II
中島小学校	39	熊木川	8	中流（中島町町屋地内、町屋橋付近）	I
有磯小学校	15	熊淵川	9	中流（花園町地内）	II
		八幡川	10	下流（下佐々波町地内）	I
合計	6校	261	のべ9河川	のべ11地点	

《生物指標と水質ランク》

●水質階級Ⅰ ⇒ きれいな水

アミカ、サワガニ、ブユ、ナミウズムシ、ナガレトビケラ、ヘビトンボ、カワゲラ、ヒラタカゲロウ、ヤマトビケラ、ヨコエビ

●水質階級Ⅱ ⇒ ややきれいな水

イシマキガイ、ゲンジボタル、オオシマトビケラ、コオニヤンマ、ヒラタドロムシ、コガタシマトビケラ、ヤマトシジミ、カワニナ

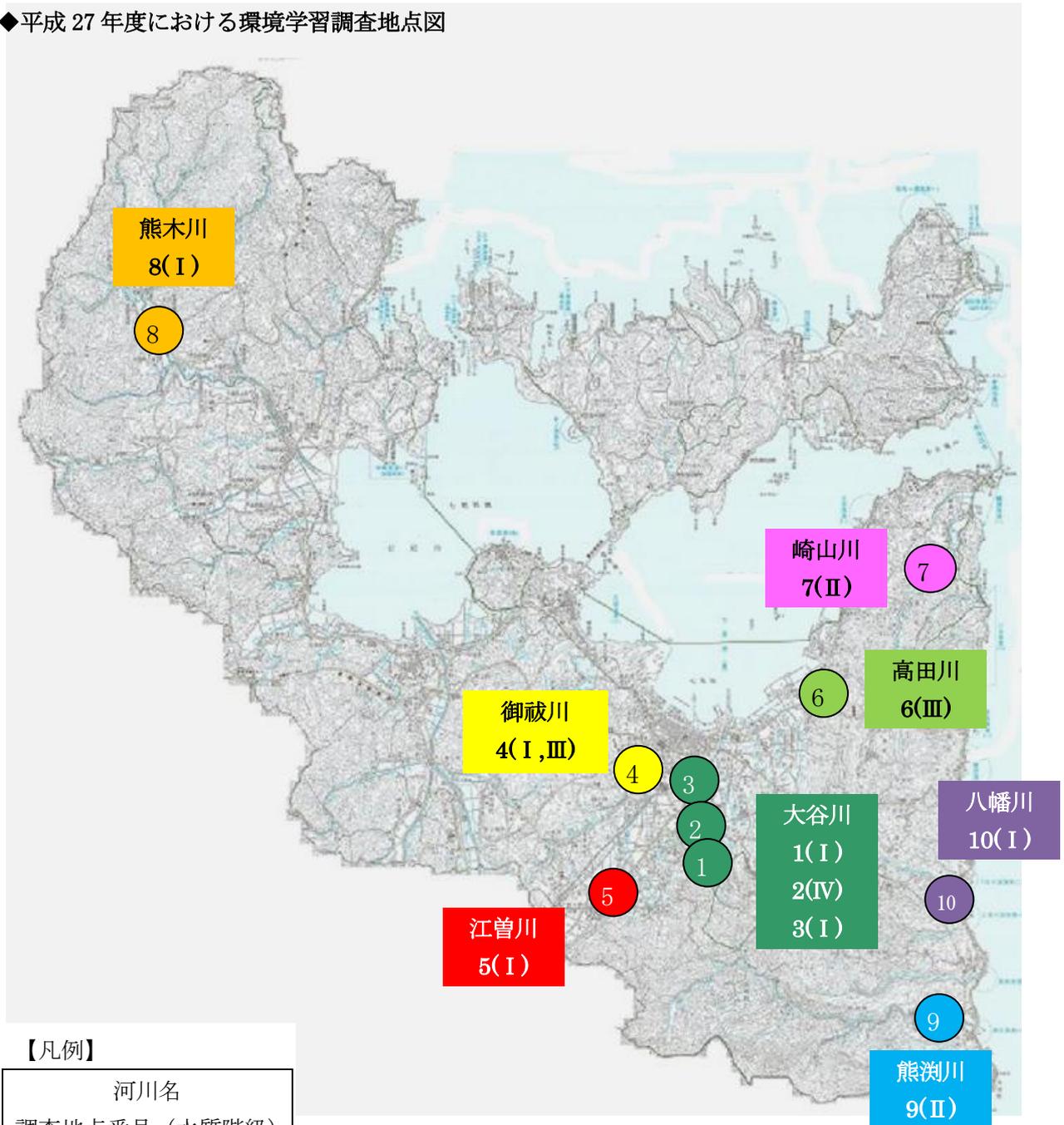
●水質階級Ⅲ ⇒ きたない水

イソコツブムシ、ニホンドロソコエビ、ミズムシ、シマイシビル、タニシ、ミズカマキリ

●水質階級Ⅳ ⇒ とてもきたない水

ユスリカ、エラミミズ、チョウバエ、サカマキガイ、アメリカザリガニ

◆平成 27 年度における環境学習調査地点図



※同一地点で複数の調査結果がある場合は、すべての結果を表示しています。

第2章 大気

第1節 大気汚染の現状

1. 現状と課題

大気汚染の主な原因には、工場・事業所における燃料等の燃焼や、自動車からの排ガスなどが挙げられます。従来は、大気汚染物質といえば工場からの排ガスの影響による二酸化硫黄や自動車からの排ガスによる窒素酸化物などでしたが、近年はダイオキシン、微小粒子状物質(PM2.5)などの新たな汚染物質も挙げられています。

<七尾市の大気環境行政年表>

S43年 大気汚染防止法制定

S49年 七尾市で大気汚染測定開始(硫黄酸化物)

S50年 石崎局で大気自動測定開始

H4年 七尾大田火電1号機の環境影響の監視として、「七尾大気環境監視システム」設置

H17年度末 観測局2局を廃止(徳田測定局・崎山測定局)

H20年度 石川県がインターネット上での常時情報発信を開始

H24年度末 降下ばいじんの測定地点の廃止(東湊小学校・能登香島中学校・市役所)

2. 環境基準

大気汚染に係る環境基準は●表2-1のとおりです。

●表2-1 大気汚染に係わる環境基準

項目	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

第2節 監視体制

石川県と七尾市では、市内5箇所で一般環境中の大気汚染物質濃度を常時測定しています。その測定結果は、平成20年度より石川県のホームページ上で常時公開されています。平成27年度の監視体制は●表2-2のとおりです。

●表2-2 大気測定局および測定項目等一覧

測定局	区分	用途地域	測定項目											備考		
			二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	有害大気汚染物質	風向・風速	気温・湿度	降水量・日射量	放射収支量	テレメータ化局	設置者
			SO2	NO2 + NO	CO	OX	SPM	PM 2.5	HC							
七尾	一般環境	住居系	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	石川県	
能登島		未指定	△	△	△	△	○	△	△	○	△	△	△	○		
大田		未指定	△	△	△	△	○	○	△	○	△	△	△	○		
田鶴浜		未指定	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○		
石崎		住居系	○	○	△	△	○	△	△	○	△	△	△	○		七尾市



● : 自動測定局 (石川県)
○ : 自動測定局 (七尾市)

第3節 監視結果

各測定局における環境基準達成状況は、表 2-3 のとおりです。

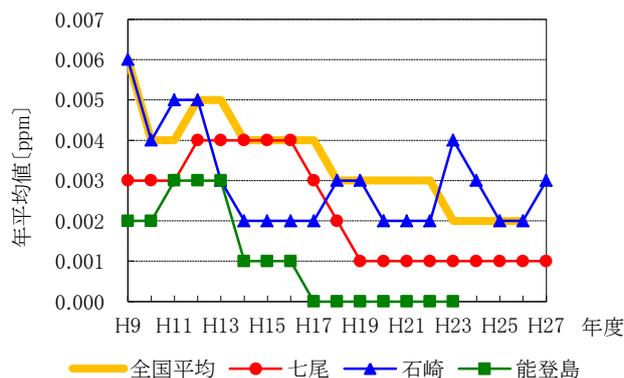
●表 2-3 環境基準達成状況

測定局	二酸化硫黄		二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質		有害大気汚染物質				
	短期	長期			短期	長期	短期	長期	ベンゼン	エチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
七尾	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
能登島	/	/	/	/	○	○	/	/	/	/	/	/	/
大田	/	/	/	/	○	○	/	/	/	/	/	/	/
田鶴浜	/	/	/	/	○	○	/	/	/	/	/	/	/
石崎	●	○	○	/	●	○	/	/	/	/	/	/	/

○：環境基準達成 ●：環境基準非達成

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、重油や珪藻土等の硫黄分を含んだ燃料等の燃焼により発生します。濃度が高くなると喘息や気管支炎といった呼吸器の健康障害を引き起こすほか、酸性雨の原因にもなります。



■図 2-1 年平均値

●表 2-4 二酸化硫黄 (年平均値 ppm)

測定局	H23	H24	H25	H26	H27
七尾	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
石崎	0.004	0.003	0.002	0.002	0.003
全国平均	0.002	0.002	0.002	0.002	-

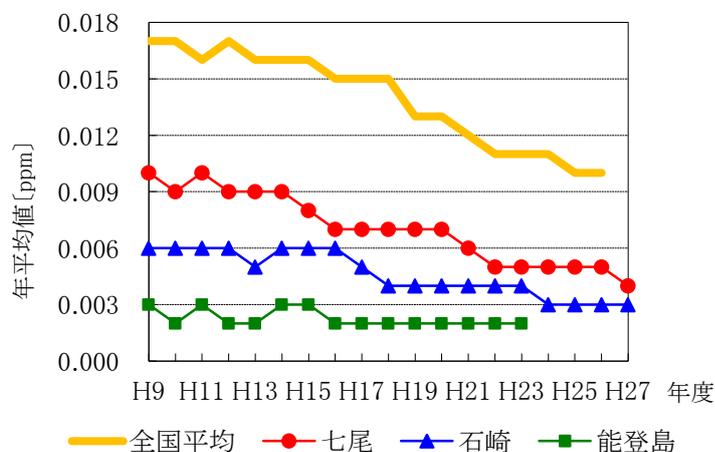
●表 2-5 環境基準不適合日時数 (のべ)

区分		H23	H24	H25	H26	H26
長期	日	0	0	0	0	0
	時間	7(7)	2(2)	1(1)	0(0)	12(12)

※()内は石崎局分

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素は、石油、ガス等の燃焼に伴い発生するもので、発生源は工場、自動車、家庭の暖房など、多種多様です。濃度が高くなると呼吸器への健康障害を引き起すほか、酸性雨や光化学スモッグの原因にもなります。



■図 2-2 年平均値

●表 2-6 二酸化窒素 (年平均 ppm)

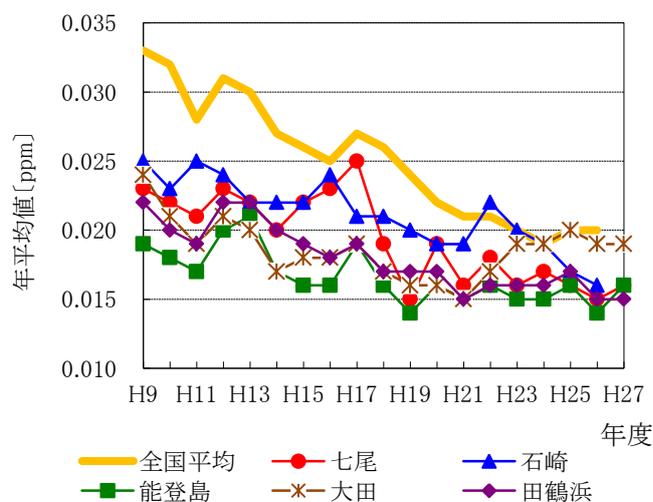
測定局	H23	H24	H25	H26	H27
七尾	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
石崎	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
全国平均	0.011	0.011	0.010	0.010	-

●表 2-7 環境基準不適合日時数 (のべ)

区分		H23	H24	H25	H26	H27
長期	日	0	0	0	0	0
短期	時間	0	0	0	0	0

(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、物の燃焼により発生するばい煙及び破碎により発生する粉じんのうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。主な発生源は自動車や工場からの排煙ですが、黄砂などの自然現象によっても発生します。気道や肺に沈着して呼吸器に影響を与える恐れがあります。



■図 2-3 年平均値

●表 2-8 浮遊粒子状物質 (年平均値 ppm)

測定局	H23	H24	H25	H26	H27
七尾	0.016	0.017	0.016	0.015	0.016
石崎	0.022	0.020	0.019	0.017	0.016
能登島	0.015	0.015	0.016	0.014	0.016
大田	0.019	0.019	0.020	0.019	0.019
田鶴浜	0.016	0.016	0.017	0.015	0.015
全国平均	0.020	0.019	0.020	0.020	-

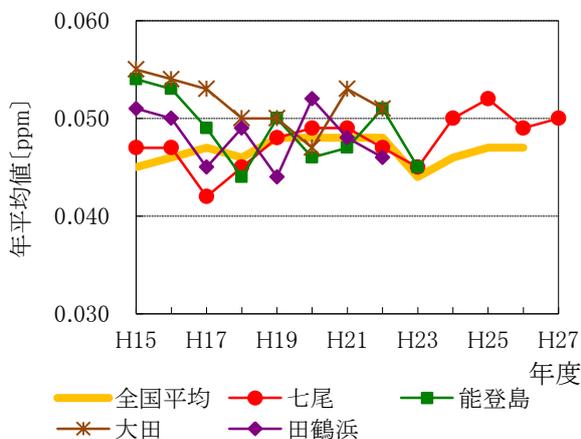
●表 2-9 環境基準不適合日時数 (のべ)

測定局		H23	H24	H25	H26	H27
長期	日	0	0	0	0	0
短期	日	1(1)	1(1)	0	0	0
	時間	28(28)	10(10)	0	1(0)	4(4)

※()内は石崎局分

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光などの紫外線をうけて光化学反応を起こし発生するオゾン等の酸化性有害物質をいいます。主な発生源は自動車や工場の排煙ですが、近年は大陸からの排出分が本国に流れ着いたものの影響も指摘されています。目や喉の痛みや、息苦しさを引き起こす恐れがあります。



■図 2-4 昼間の日最高 1 時間値の年平均値

●表 2-10 光化学オキシダント

(昼間の日最高 1 時間値の年平均値 ppm)

測定局	H23	H24	H25	H26	H27
七尾	0.045	0.050	0.052	0.049	0.050
全国平均	0.044	0.046	0.047	0.047	-

●表 2-11 環境基準不適合日時数

測定局		H23	H24	H25	H26	H27
七尾	日	29	51	88	69	68
	時間	178	311	556	492	493

(5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質とは、浮遊粒子状物質のうち粒径 2.5 μm 以下のものをいいます。発生原因はさまざまですが、特にディーゼル車の排ガスによる影響が大きいとされており、近年は大陸からの排出分が本国に流れ着いたものの影響も指摘されています。微小粒子状物質は、小さいため長時間大気中に滞留し、気道や肺の奥まで入り込み、呼吸器、循環器系、免疫系等に影響を及ぼす恐れがあります。

なお石川県では、PM2.5 の濃度が 1 日平均 70 μg/m³ (1 立方メートル当たり 70 マイクログラム) を超えると予測される日には、「PM2.5 に関する注意喚起情報」が発表されます。

●表 2-12 微小粒子物質測定結果 (短期基準)

測定局	項目		H23	H24	H25	H26	H27
七尾	年平均値	μg/m ³	13.2	13.5	15.1	13.4	12.5
	1 日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数とその割合	日	3	2	12	10	3
		%	0.8	0.6	3.4	2.8	0.8
	1 日平均値の最高値	μg/m ³	42.3	43.4	73.5	51.8	40.7
	1 日平均値の年間 98% 値	μg/m ³	31.5	31.6	38.4	39.0	33.8
	環境基準の長期的評価による 1 日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数	日	0	0	5	10	0

※H23 年度より測定開始

(6) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、メタン以外の炭化水素の総称で、窒素酸化物と並んで光化学オキシダントとなるものです。環境基準は設けられていませんが、「6～9 時における年平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内であること」という指針値が設けられています。

●表 2-13 年平均値及び指針値にかかる値

測定局	項目		H23	H24	H25	H26	H27
大田	年平均値	ppmC	0.08	0.07	0.08	0.09	0.06
	6～9 時における年平均値	ppmC	0.08	0.07	0.08	0.09	0.06

(7) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度ではあるが長期暴露によって人の健康を損なう恐れがある物質として、平成 8 年に環境省により選定された物質のうち、21 の揮発性の有機化合物や重金属及びその化合物物質について監視を行っています。このうち 4 物質に環境基準が、8 物質に指針値が設定されています。

●表 2-14 有害大気汚染物質調査結果（環境基準設定物質）

物質名		七尾測定局 年平均値	環境基準 (年平均値)	環境基準 適合性
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.56	3 以下	○
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.017	200 以下	○
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.023	200 以下	○
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.51	150 以下	○

●表 2-15 有害大気汚染物質調査結果（指針値設定物質）

物質名		七尾測定局 年平均値	指針値 (年平均値)	指針値 適合性
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.014	2 以下	○
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.016	10 以下	○
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.031	18 以下	○
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.023	1.6 以下	○
水銀及びその化合物	ng/m^3	2.2	40 以下	○
ニッケル化合物	ng/m^3	1.2	25 以下	○
ヒ素及びその化合物	ng/m^3	0.55	6 以下	○
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.015	2.5 以下	○
マンガン及びその化合物	ng/m^3	8.4	140 以下	○

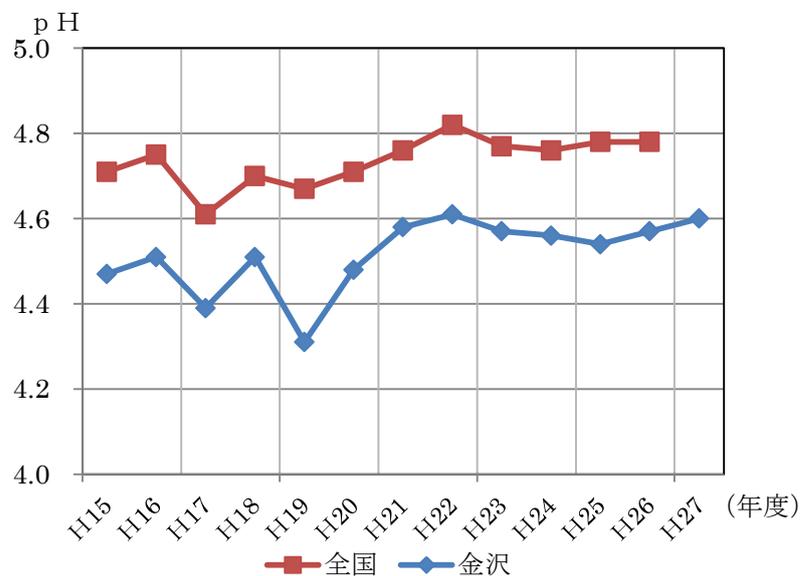
●表 2-16 有害大気汚染物質調査結果（環境基準等が設定されていない物質）

物質名		七尾測定局 年平均値	平成 26 年度全国調査結果 年平均値	
			平均値	範囲
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.70	2.1	0.63 ~ 8.9
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1	1.5	0.13 ~ 8.5
クロム及びその化合物	ng/m^3	0.91	5.3	0.46 ~ 45
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.087	0.083	0.032 ~ 1.0
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2	7.4	0.49 ~ 70
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.010	0.020	0.0021 ~ 0.15
ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.042	0.18	0.022 ~ 1.4
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.7	2.6	0.91 ~ 10

(8) 酸性雨

石油や石炭などの燃焼で発生する硫黄酸化物や窒素酸化物などが原因となって降る酸性の雨や雪のことを「酸性雨」と呼んでいます。

石川県が行う調査では、平成27年度の金沢の1週間降水のpH年平均値は、4.60であり、平成26年度の全国平均値4.78に対しては低い値となっていますが、植物に対する急性被害が懸念される pH 3 未満の降水は観測されませんでした。



■図 2-5 降水の pH の経年変化 (年平均値)

第3章 水質

第1節 概要

1. 概況

七尾市は海に面している地域が多く、広く能登半島国定公園に指定され、水産資源に富み、水から多大な恩恵を受けています。

しかし高度成長期からは、工場・事業所の産業活動に伴う排水や、家庭からの生活排水により、川や海の水質汚濁が進行していました。特に、市街部の排水が流れ込む御祓川や、御祓川からつながる七尾湾南湾の汚濁は深刻になっていました。

七尾南湾は、平成7年に水質汚濁防止法に基づく「生活排水重点地域」に指定され、平成8年に「七尾南湾流域生活排水対策推進計画」を策定して、対策を進めてきました。当時の調査によると、七尾南湾の汚濁の約6割が家庭からの生活排水によるものでありました。水質改善には家庭からの生活排水への対策が重要となっています。

2. 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、重金属類、揮発性有機塩素化合物、農薬といった有毒な物質に関する「人の健康の保護に関する環境基準」と、有機物量、大腸菌群数といった量が過剰だと有害性を顕わす項目に関する「生活環境の保全に関する環境基準」があります。

●表 3-1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	四塩化炭素	0.002mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

※海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

●表 3-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素 イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

●表 3-3 生活環境の保全に関する環境基準（海域 その 1）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素 イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級、工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

●表 3-4 生活環境の保全に関する環境基準（海域 その 2）

項目 類型	利用目的の適応性	全窒素	全リン
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

第2節 監視体制

1. 環境基準設定状況

環境保全の行政目標である環境基準について、七尾市での環境基準指定状況は●表 3-5 のとおりです。環境基準は、水質汚濁に係る公害が著しくなっている（またはその恐れのある）水域を優先し、その水域の利用目的（または将来的な利用見込）に配慮して、水域ごとに設定されています。よって、環境基準が設定されている水域での水質改善が最も大きな課題となります。

●表 3-5 環境基準指定状況

項目区分		水域区分	水域名	環境基準地点 (基準適合性判定地点)	類型	達成期間	指定年度
人の健康の保護に関する項目		—	全公共水域 (全国共通)	—	—	イ	—
生活環境の保全に関する項目	pH BOD COD SS 大腸菌群数	河川	御祓川上流	藤橋二号橋	B	ロ	S48
			御祓川下流	仙対橋	C	ハ	S48
		海域	七尾北湾	水域内の1点	A	イ	S49
			七尾西湾	水域内の1点	A	イ	S49
			七尾南湾甲	水域内の1点	A	イ	S49
			七尾南湾乙	水域内の3点 ・寿町防波堤沖 ・万行防波堤沖 ・大田防波堤沖	B	イ	S49
	能登半島沿岸海域	水域内の14点 (このうち七尾市内にあるのは「七尾市庵町17号防波堤沖」の1点のみ)	A	イ	S52		
	全窒素 全リン	海域	七尾南湾甲	水域内の1点	II	イ	H7
七尾南湾乙			水域内の3点の平均 ・寿町防波堤沖 ・万行防波堤沖 ・大田防波堤沖	III	イ	H7	

※達成期間について 「イ」直ちに達成

「ロ」5年以内で可及的にすみやかに達成

「ハ」5年を超える期間で可及的すみやかに達成

なお、七尾南湾は生活排水による汚濁が著しい地域として、水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」にも指定されています。

第3節 監視結果

1. 海域

(1) 環境基準達成状況

●表 3-6 は七尾湾のCODに関する環境基準達成状況を示しています。また、●表 3-7 は全窒素及び全リンの環境基準達成状況を示しています。

●表 3-6 COD 環境基準達成状況

水域名	測定地点	類型	環境基準値 mg/L	H23		H24		H25		H26		H27	
				75% 値	判定								
七尾北湾	北湾中央部	A	2.0	1.3	○	1.8	○	2.0	○	1.8	○	1.5	○
七尾西湾	西湾中央部	A	2.0	1.8	○	2.2	×	3.0	×	2.0	○	2.1	×
七尾南湾甲	南湾甲中央部	A	2.0	1.7	○	2.0	○	2.6	×	2.1	×	1.8	○
七尾南湾乙	寿町防波堤内	B	3.0	4.0	×	3.7	×	3.2	×	3.3	×	4.1	×
	万行防波堤内			1.9		2.9		2.9		2.4		3.0	
	大田防波堤内			1.8		2.6		3.6		2.1		2.6	
能登半島 沿岸海域	庵町 17 号 防波堤	A	2.0	1.6	○	1.3	○	1.2	○	1.7	○	1.1	○

※能登半島沿岸海域は、庵町 17 号防波堤沖のほかにも他市町に 13 か所の測定地点があり、全地点の測定値が環境基準値を下回ったときに環境基準の達成となります。

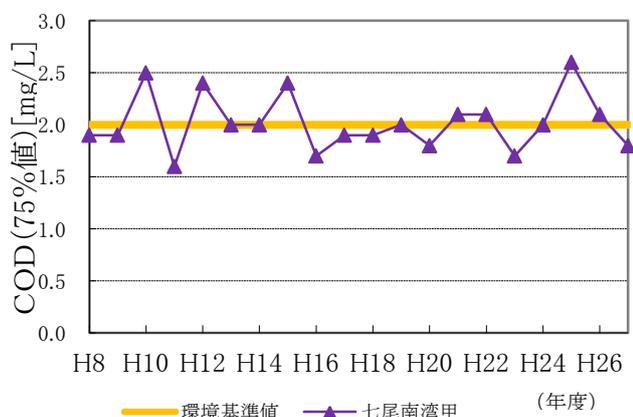
●表 3-7 全窒素、全リン 環境基準達成状況

水域名	測定地点	類型	項目	環境基準値 mg/L	H23		H24		H25		H26		H27	
					年平均 値	判定								
七尾南湾甲	南湾甲 中央部	II	全窒素	0.3	0.16	○	0.19	○	0.19	○	0.16	○	0.17	○
			全リン	0.03	0.012	○	0.020	○	0.016	○	0.020	○	0.016	○
七尾南湾乙	※	III	全窒素	0.6	0.33	○	0.39	○	0.37	○	0.28	○	0.32	○
			全リン	0.05	0.048	○	0.078	×	0.051	×	0.043	○	0.053	×

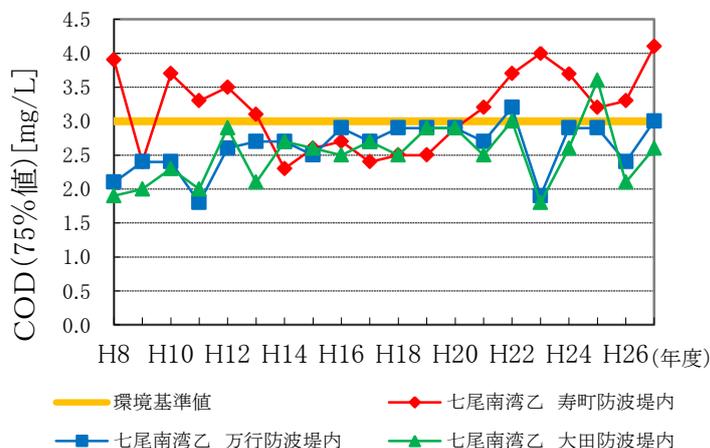
※七尾南湾乙は、3 基準地点(寿町防波堤内、万行防波堤内、大田防波堤内)の年平均値の平均です。

(2) 経年推移

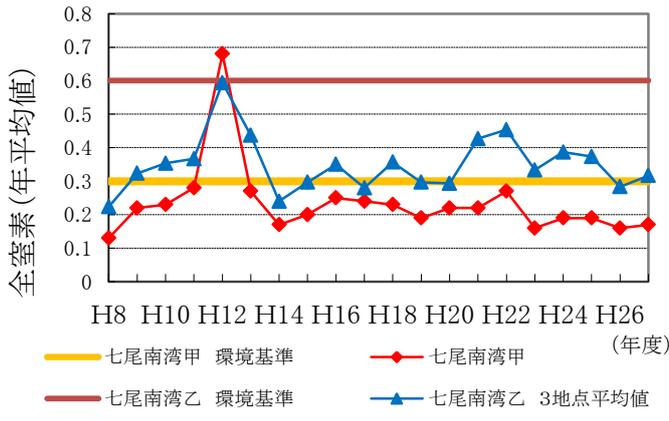
①七尾南湾



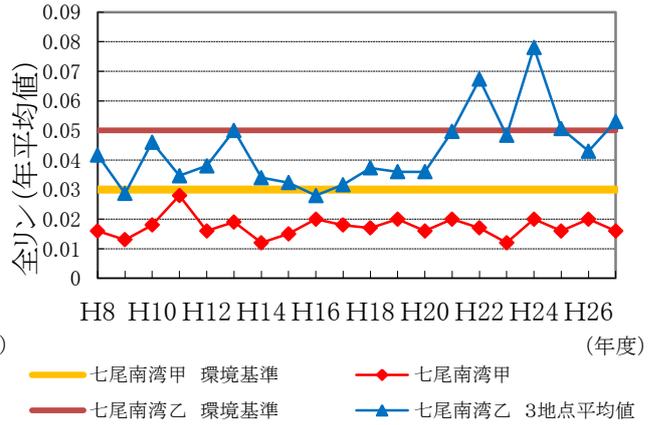
■図 3-1 七尾南湾甲(COD)



■図 3-2 七尾南湾乙(COD)

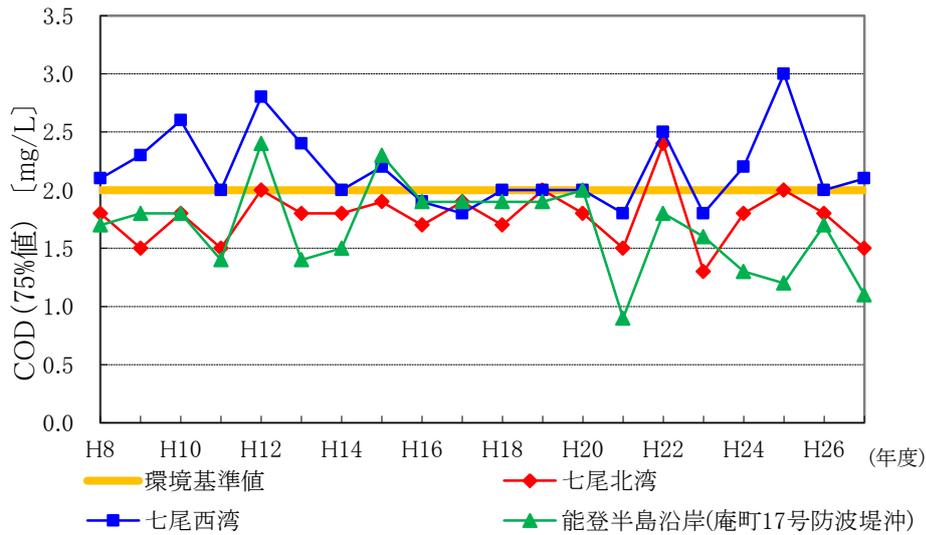


■ 図 3-3 七尾南湾(全窒素)



■ 図 3-4 七尾南湾(全リン)

②その他海域



■ 図 3-5 七尾北湾、西湾、能登半島沿岸海域(COD)

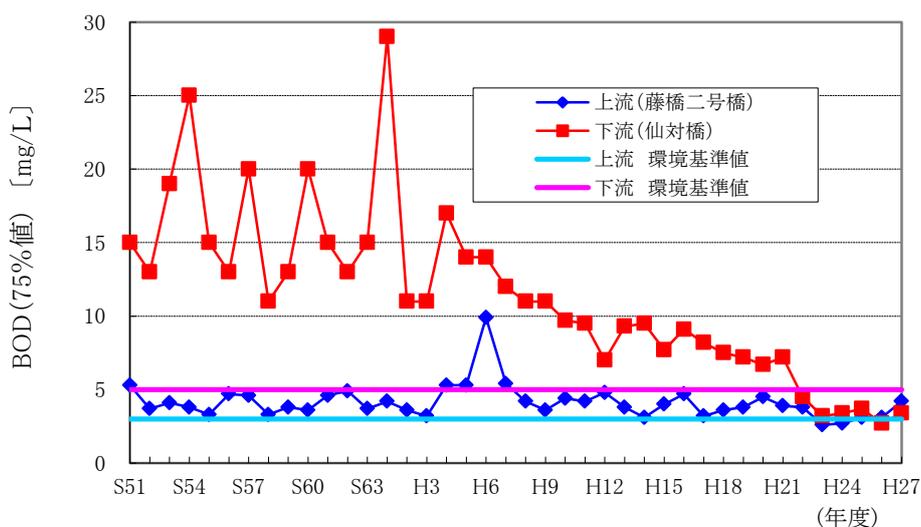
2. 河川

(1) 環境基準達成状況

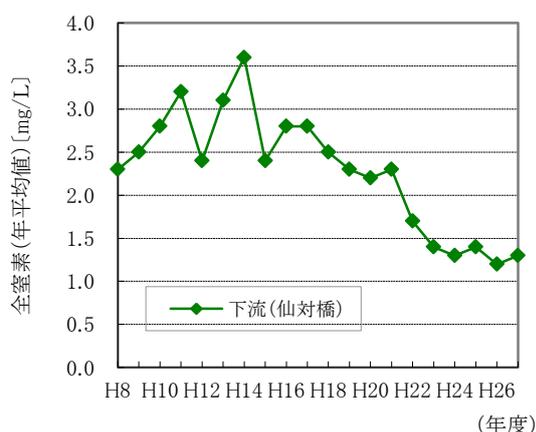
七尾市や石川県では毎年市内の河川の水質調査をおこなっています。

①環境基準類型指定水域（御祓川）におけるBOD（生物化学的酸素要求量）の年平均値経年変化（石川県調査分）

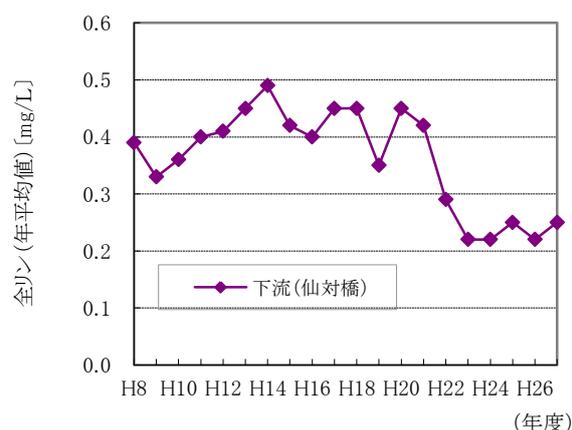
長らく深刻な水質汚濁が続いていた御祓川ですが、その水質は近年著しく改善しています。特にBODに関しては、平成22年度に下流が、平成23年度に上流が観測史上初めて環境基準を達成し、平成23年度には初めて全域で環境基準を達成しました。



■図 3-6 御祓川(BOD)



■図 3-7 御祓川(全窒素)

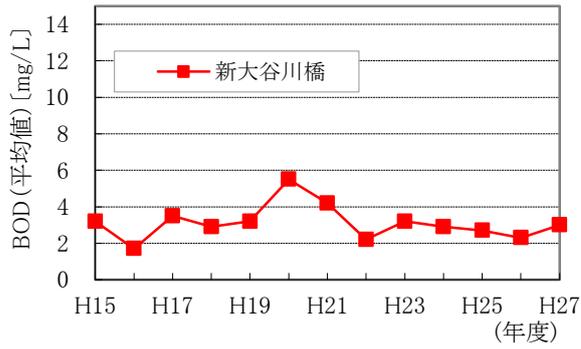


■図 3-8 御祓川(全リン)

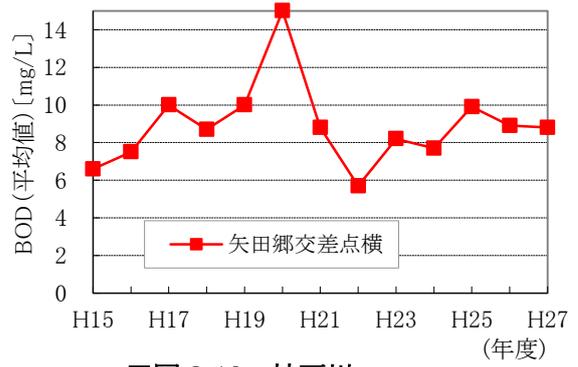
●表 3-8 BOD 環境基準達成状況

水域名	測定地点	類型	環境基準値 mg/L	H23		H24		H25		H26		H27	
				75% 値	判定	75% 値	判定	75% 値	判定	75% 値	判定		
御祓川上流	藤橋二号橋	B	3.0	2.6	○	2.7	○	3.1	×	3.1	×	4.2	×
御祓川下流	仙対橋	C	5.0	3.2	○	3.4	○	3.7	○	2.7	○	3.4	○

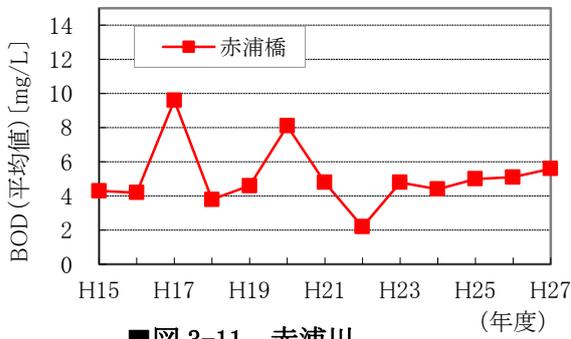
②一般水域におけるBODの年平均値経年変化（石川県調査分）



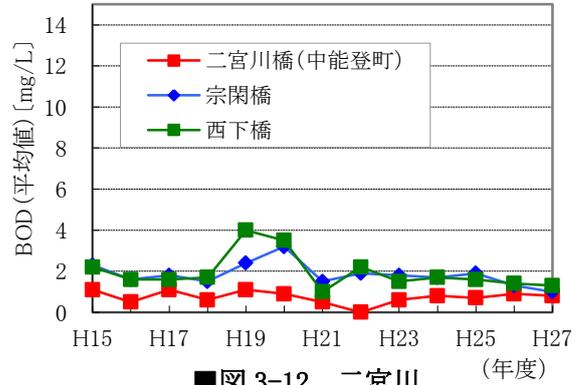
■図 3-9 大谷川



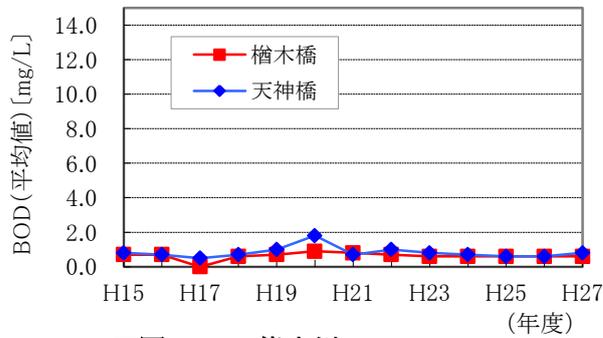
■図 3-10 神戸川



■図 3-11 赤浦川



■図 3-12 二宮川

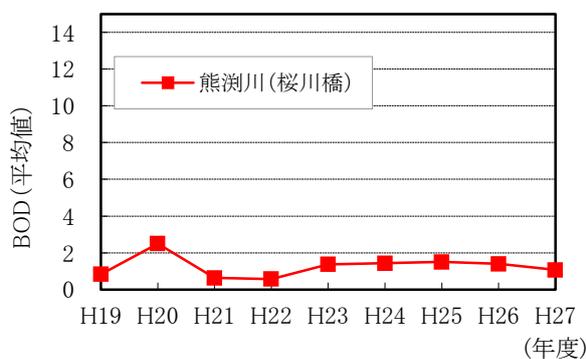


■図 3-13 熊木川

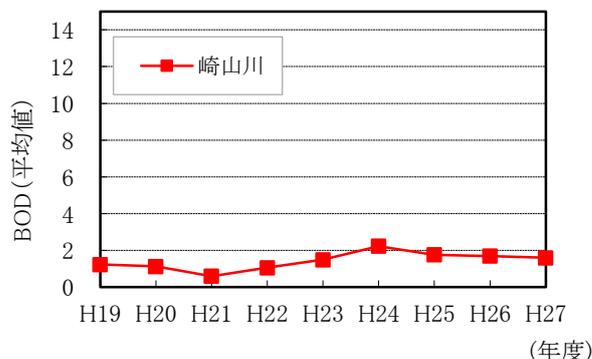
●表 3-9 大谷川、神戸川、赤浦川、二宮川、熊木川（石川県調査分）年平均 BOD (mg/L)

河川名	測定地点名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
大谷川	新大谷川橋	3.2	1.7	3.5	2.9	3.2	5.5	4.2	2.2	3.2	2.9	2.7	2.3	3.0
神戸川	矢田郷 交差点横	6.6	7.5	10.0	8.7	10.0	15.0	8.8	5.7	8.2	7.7	9.9	8.9	8.8
赤浦川	赤浦橋	4.3	4.2	9.6	3.8	4.6	8.1	4.8	2.2	4.8	4.4	5.0	5.1	5.6
二宮川	二宮川橋	1.1	0.5	1.1	0.6	1.1	0.9	0.5	< 0.5	0.6	0.8	0.7	0.9	0.8
	宗閑橋	2.3	1.6	1.8	1.5	2.4	3.2	1.5	1.9	1.8	1.7	1.9	1.3	1.0
	西下橋	2.2	1.6	1.6	1.7	4.0	3.5	1.0	2.2	1.5	1.7	1.6	1.4	1.3
熊木川	檜木橋	0.7	0.7	< 0.5	0.6	0.7	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	天神橋	0.8	0.7	0.5	0.7	1.0	1.8	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.6	0.8

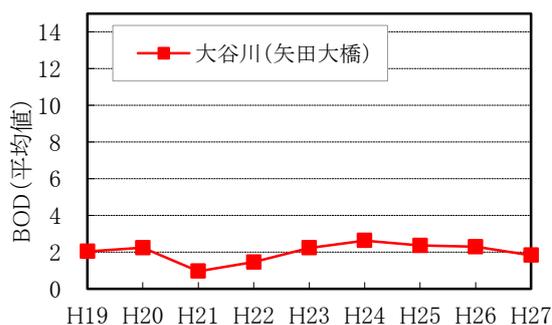
③地域代表河川等におけるBODの年平均値経年変化（七尾市調査分）



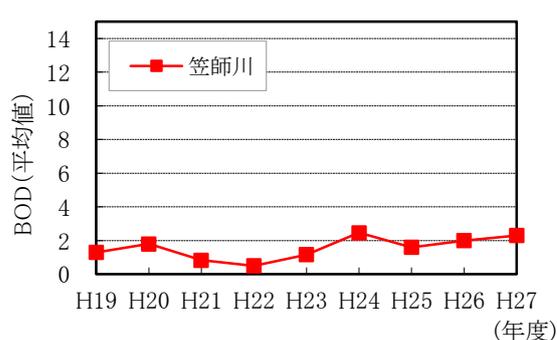
■図 3-14 熊渕川



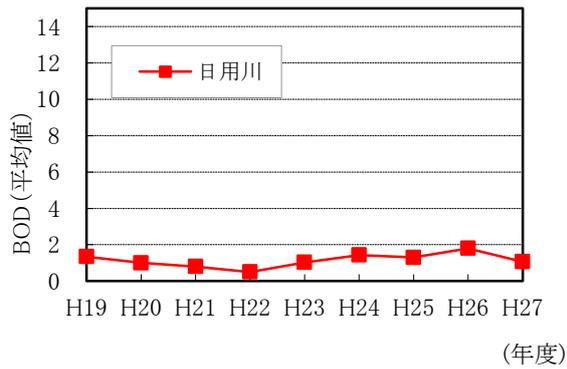
■図 3-15 崎山川



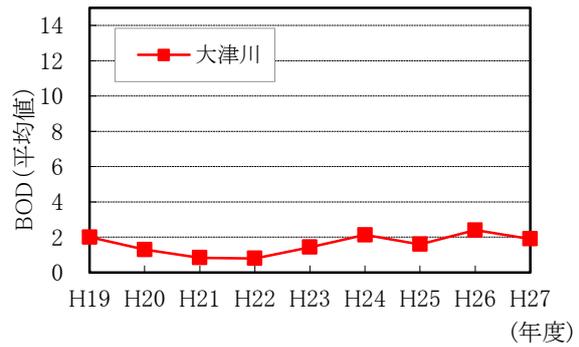
■図 3-16 大谷川 (矢田大橋) (年度)



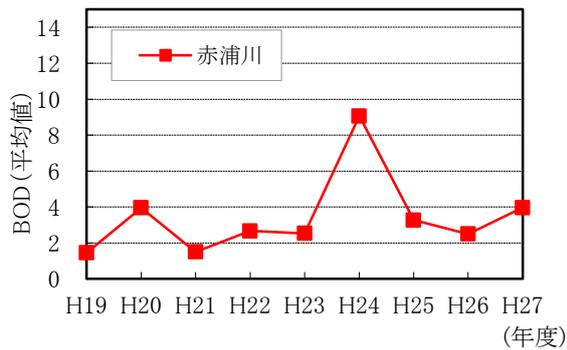
■図 3-17 笠師川



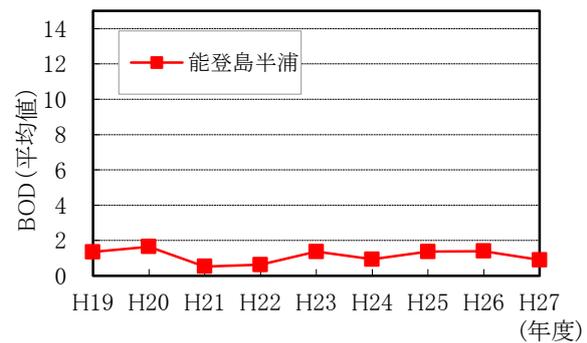
■図 3-18 日用川



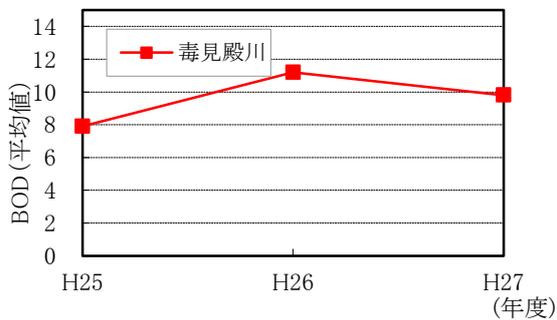
■図 3-19 大津川



■図 3-20 赤浦川



■図 3-21 能登島半浦



■図 3-22 毒見殿川

●表 3-10 市内河川の年平均 BOD (mg/L)

河川名	測定地点名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
熊淵川	桜川橋	0.8	2.5	0.6	0.6	1.4	1.4	1.5	1.4	1.1
崎山川	法広寺付近	1.2	1.1	0.6	1.1	1.5	2.2	1.8	1.7	1.6
大谷川	矢田大橋	2.1	2.3	1.0	1.5	2.2	2.6	2.4	2.3	1.8
笠師川	河口付近	1.3	1.8	0.8	0.5	1.2	2.5	1.6	2.0	2.3
日用川	上田橋	1.4	1.0	0.8	0.5	1.0	1.4	1.3	1.8	1.1
大津川	中央橋	2.0	1.3	0.8	0.8	1.4	2.1	1.6	2.4	1.9
赤浦川	赤浦瀉流入口	1.5	4.0	1.5	2.7	2.5	9.1	3.3	2.5	4.0
能登島半浦		1.4	1.7	0.5	0.6	1.4	0.9	1.4	1.4	9.8
毒見殿川	湊町 2 丁目 10 番地付近	-	-	-	-	-	-	7.9	11.2	9.8

第4章 騒音・振動・悪臭

第1節 騒音・振動

1. 状況

近年の当市での近隣騒音に係る苦情では、工事での作業音や深夜における営業等が挙げられます。人の主観に左右されやすいこともあり、苦情の申請者、発生者のお互いの調整を図ることが重要になっています。

また、振動に係る苦情では解体作業によるものが挙げられます。騒音と同様に人の主観で異なります。発生者に対して、周囲への被害を最小限に抑えられる配慮を周知していきます。

2. 規制

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を行っています。

	種類	表題	告示	告示日
騒音	環境基準	騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定	七尾市告示第34号	H24.3.6
騒音	特定工場 特定建設	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準	七尾市告示第71号	H24.3.30
騒音	特定建設	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る区域の指定	七尾市告示第72号	H24.3.30
騒音	道路	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定	七尾市告示第35号	H24.3.6
振動	特定工場 特定建設	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定	七尾市告示第33号	H24.3.6
振動	特定工場	特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準	七尾市告示第73号	H24.3.30
振動	特定建設	振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域	七尾市告示第74号	H24.3.30
振動	道路	振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1及び2の規定により市長が定める区域及び時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。	七尾市告示第82号	H24.3.31

●規制地域（最終変更日：平成 24 年 4 月 1 日）

概ね用途地域（工業専用地域を除く）

詳しくは規制地域図をご覧ください。（七尾市環境課及び石川県環境政策課で供覧）

●表 4-1 平成 27 年度特定施設設置届出状況

騒音			振動		
特定施設の種類の種類	特定工場数	特定施設数	特定施設の種類の種類	特定工場数	特定施設数
①金属加工機械	0	0	①金属加工機械	0	0
②空気圧縮機及び送風機	0	0	②圧縮機	0	0
③土石用又は鉱物用の破砕機等	0	0	③土石用又は鉱物用の破砕機等	0	0
④織機	0	0	④織機	0	0
⑤建設用資材製造機械	0	0	⑤コンクリートブロックマシン等	0	0
⑥穀物用製粉機	0	0	⑥木材加工機械	0	0
⑦木材加工機械	0	0	⑦印刷機械	0	0
⑧抄紙機	0	0	⑧ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	0
⑨印刷機械	0	0	⑨合成樹脂用射出成形機	0	0
⑩合成樹脂用射出成形機	0	0	⑩鋳型造型機	0	0
⑪鋳型造型機	0	0			

●表 4-2 平成 27 年度特定建設作業実施届出数

騒音		振動	
特定建設作業の種類	作業件数	特定建設作業の種類	作業件数
①くい打機等を使用する作業	1	①くい打機等を使用する作業	1
②びょう打機を使用する作業	0	②鋼球を使用して破壊する作業	0
③さく岩機を使用する作業	0	③舗装版破砕機を使用する作業	0
④空気圧縮機を使用する作業	1	④ブレーカーを使用する作業	2
⑤コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	⑤ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0
⑥バックホウを使用する作業	3		
⑦トラクターショベルを使用する作業	0		
⑧ブルドーザーを使用する作業	0		
⑨抄紙機	0		

3. 深夜騒音等

飲食店の深夜における営業及び音響機器の使用や、商業宣伝を目的とした拡声器の使用について、ふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づく規制を行っています。

平成 27 年度苦情処理件数：0 件

第 2 節 悪臭

1. 状況

近年の当市での悪臭に係る苦情は、浄化槽と野焼きによるものが大半となっています。浄化槽に関しては保守点検及び清掃等の適正管理について、野焼きに関しては原則禁止されていること及び周囲への配慮の必要性を、関係機関とともに周知していきます。

2. 規制

悪臭防止法に基づき、工場や事業所からの悪臭物質の排出規制を行っています。

	種類	表 題	告示	告示日
悪臭	工場	工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準	七尾市告示第 32 号	H24. 3. 6

●規制地域（最終変更日：平成 24 年 4 月 1 日）

規制地域は、集落とその周辺

詳しくは規制地域図をご覧ください（七尾市環境課及び石川県環境政策課で供覧）。

●規制の種類 物質濃度規制

●規制基準 規制がある地域は B 地域

第5章 地盤沈下・地下水資源

第1節 地盤沈下概要

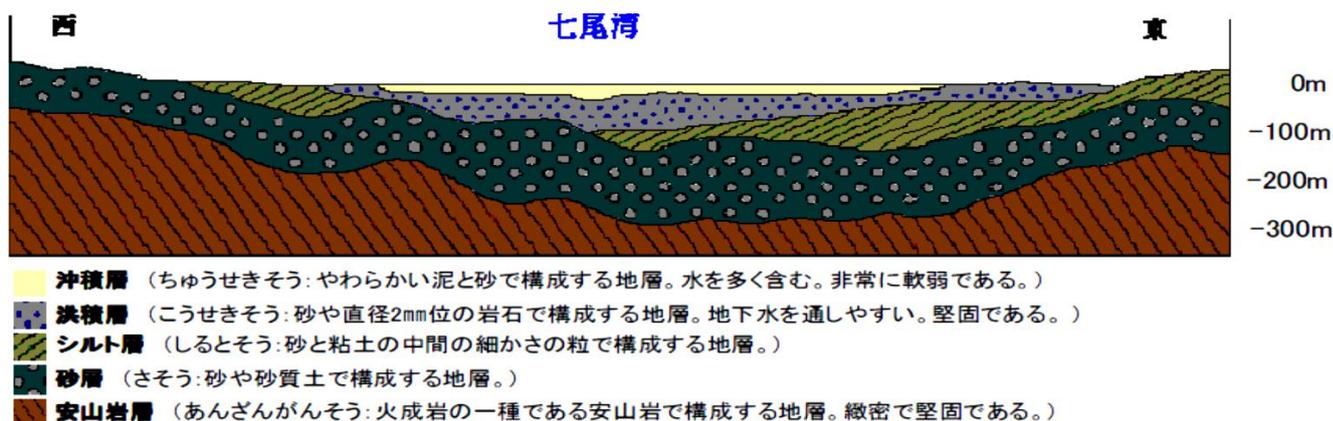
地盤沈下とは、粘土や砂等からなる軟弱な地盤の地域で、地下水を過剰にくみ上げることによって、地盤が収縮し地面が沈下する現象をいいます。七尾市街地域は、環境省によりこれまでに地盤沈下が認められた主な地域とされている全国64地域（平成27年度時点）のうちの1つです。

1. 地盤構造

七尾市街地を中心とする地域は、最上部が最大厚さ30m程度の柔らかい粘土層で、その下位が厚さ5m程度の砂礫層と砂層となっています。砂礫層・砂層は水を通しやすいため、ここが主な帯水層となり、人々はほとんどがここから地下水を採取しています。

砂礫層・砂層から地下水を採取すると、上部の粘土層からより水を通しやすい砂礫層・砂層に水が搾り出され、粘土層が脱水压密されて収縮することで、地盤沈下が生じています。

■図5-1 七尾市中心部の地層構造

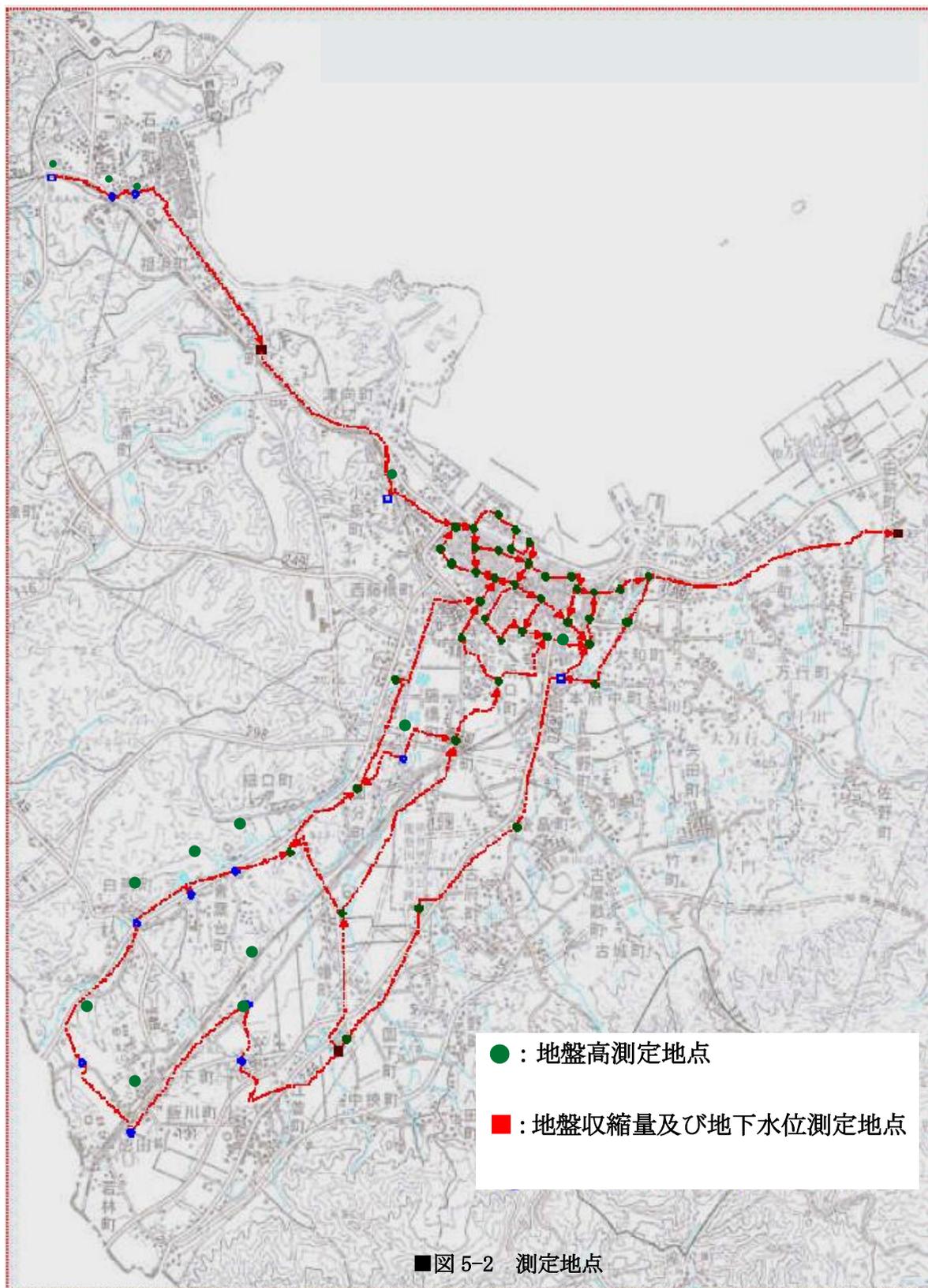


2. 歴史

昭和30年代	七尾市街地の臨港部で地盤沈下が始まっていたと考えられる
昭和30～35年	最大75cmの沈下があったと推測される
昭和35～40年	上記からさらに50cmの沈下があったと推測される
昭和45年8月	七尾湾に面する市街地670戸で浸水被害 (高潮による海水が、御祓川、神戸川、毒見殿川を逆流し、下水溝から道路面に溢れだした。)
昭和46年9月	七尾湾に面する市街地630戸で浸水被害
昭和47年	「七尾湾周辺地盤沈下対策協議会」設置、地盤沈下の調査開始
昭和50年	地下水採取量を届出制とする
昭和51年	地下水採取に規制を設ける
昭和61年	県水の受水を開始し、上水道の一部を地下水から県水に移行 七尾市街地臨港部の地盤沈下が急速に収束
平成2年	石崎、白馬地区での地盤沈下の測定調査開始

第2節 監視体制

七尾市では現在、54地点での地盤高と、3地点の地盤収縮量及び地下水位を測定しています。測定地点は以下のとおりです。



第3節 監視結果

1. 地盤沈下量

(1) 単年度沈下量

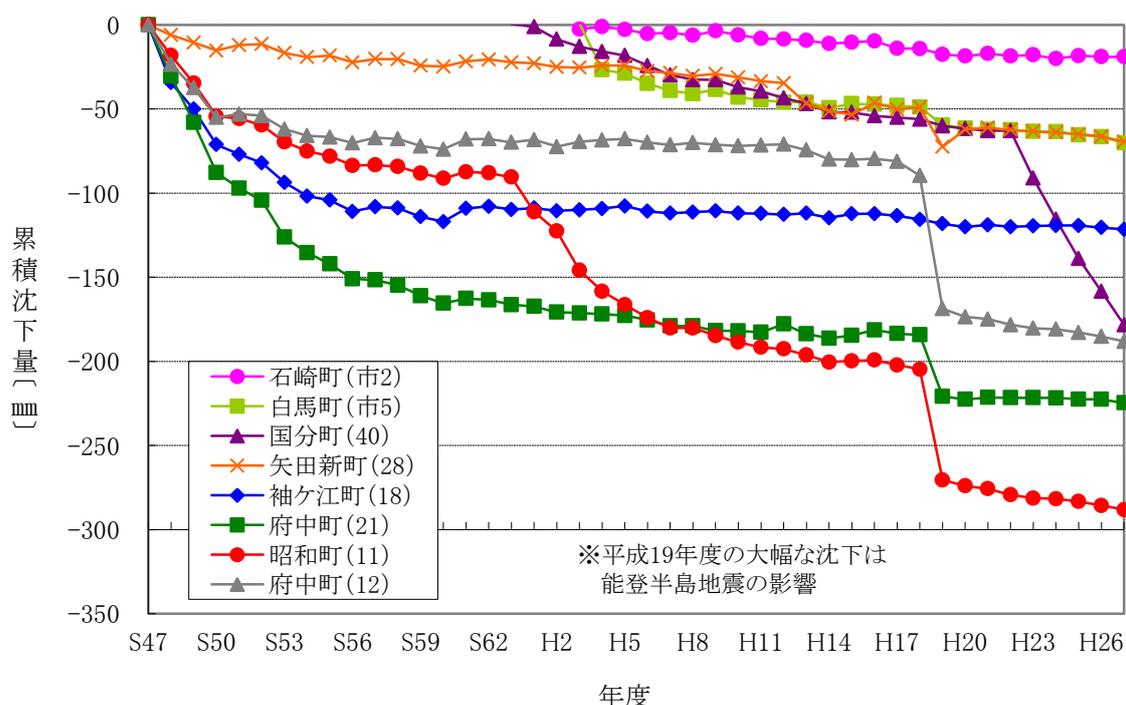
54地点の地盤沈下量のうち、年間沈下量が大きかった上位3点は●表5-1のとおりです。沈下量が最も大きかったのは国分町（標石番号No. 40）の19.8mmですが、この沈下については隣接工事の影響と推測されます。次いで、古府町（No. 34）の10.5mm、細口町（No. 41）の3.7mmの順でした。

●表5-1 年間地盤沈下量の大きい上位3地点

順位	項目	H23	H24	H25	H26	H27
1	測定地点	国分町(40)	国分町(40)	国分町(40)	国分町(40)	国分町(40)
	沈下量 [mm]	-28.2	-24.4	-23.4	-19.6	-19.8
2	測定地点	矢田新町(27)	下町(市9)	細口町(41)	所口町(32)	古府町(34)
	沈下量 [mm]	-2.1	-5.7	-3.0	-3.2	-10.5
3	測定地点	①昭和町(11) ②府中町(12)	奥原町(9302)	白馬町(3)	細口町(41)	細口町(41)
	沈下量 [mm]	-2.0	-3.3	-2.7	-3.0	-3.7

(2) 累積沈下量

主な地点の累積地盤沈下量は■図5-3のとおりです。従来沈下量が大きかった袖ヶ江、御祓地区の地盤沈下は沈静化しつつありますが、その他の一部の地域でわずかに沈下傾向が見られます。



■図5-3 主な地点の累積沈下量

※基準日は毎年9月1日の0時の値における差（例：平成26年度の沈下量は平成25年9月1日から平成26年9月1日の間の沈下量）

2. 地盤収縮量

(1) 単年度収縮量

2地点の3つの深度での年間地盤収縮量は●表 5-2 のとおりです。地盤の収縮はわずかながら進行しています。

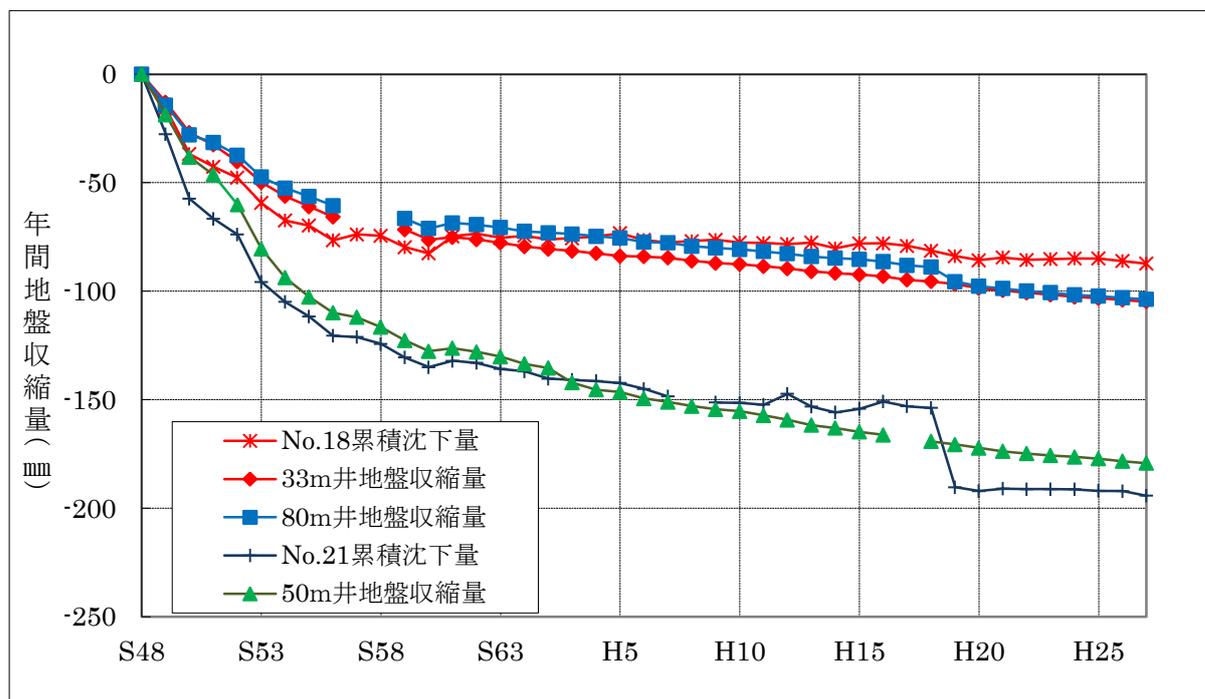
●表 5-2 地盤収縮量の推移

(単位：mm)

順位	観測井名	H23	H24	H25	H26	H27
1	袖ヶ江町 33m 井	-0.87	-1.08	-0.60	-0.76	-0.81
2	袖ヶ江町 80m 井	-0.71	-1.06	-0.57	-0.71	-0.77
3	府中町 50m 井	-0.90	-0.68	-0.80	-1.2	-0.87

(2) 累積収縮量

2地点の3つの深度での累積収縮量及び同地点の累積沈下量は■図 5-4 のとおりです。昭和 61 年度以降、地盤収縮量は大幅に小さくなっていますが、現在もわずかながら地盤収縮は進行しています。



■図 5-4 累積収縮量及び同地点の累積沈下量

※基準日は毎年9月1日の0時の値における差（例：平成 25 年度の沈下量は平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日の間の沈下量）

3. 地下水位

(1) 単年度平均地下水位

2 地点の 3 つの深度での地下水位の推移は●表 5-3 のとおりです。わずかに上昇傾向にあり、安定しています。

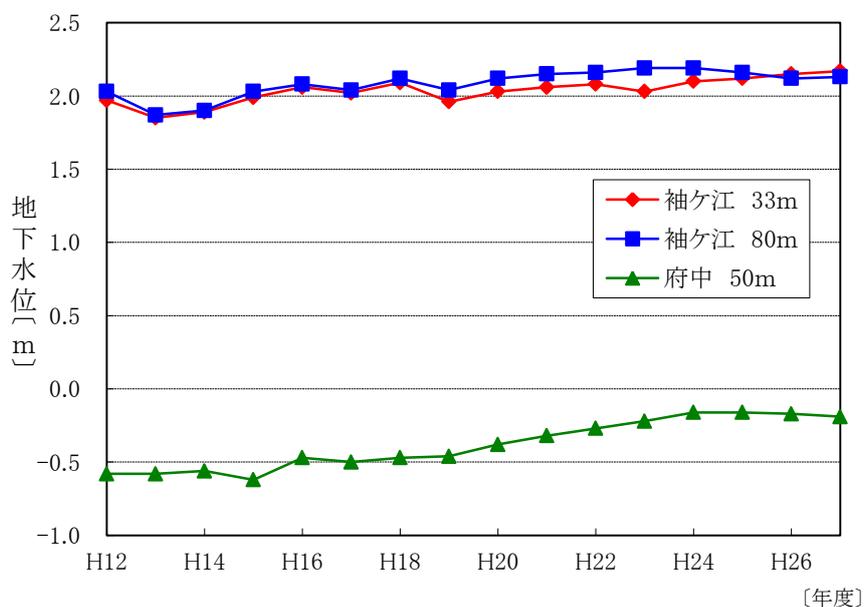
●表 5-3 地下水位の推移（年平均水位）

（単位：m）

順位	観測井名	H23	H24	H25	H26	H27
1	袖ヶ江町 33m 井	2.03	2.10	2.12	2.15	2.17
2	袖ヶ江町 80m 井	2.19	2.19	2.16	2.12	2.13
3	府中町 50m 井	-0.22	-0.16	-0.16	-0.17	-0.19

(2) 地下水位の経年変化

2 地点の 3 つの深度での地下水位の経年変化は■図 5-5 のとおりです。観測を始めた昭和 48 年度以降に水位は上昇し続け、平成 4 年度頃からはほぼ横ばいとなり、現在もごくわずかに上昇を続けています。また、以前は消雪に地下水が広く用いられていた影響で冬季に地下水位が下がっていましたが、平成 4 年度頃からはそのような季節変動は見られなくなりました。



■図 5-5 地下水位の経年変化

4. 地下水揚水量

(1) 年間地下水採取量

地盤沈下地域(1)と、その他の都市計画区域内の地域(2)で、吐出口断面積が 12cm² を超える揚水設備で地下水を採取する者は、毎年度の地下水採取量を報告することが義務付けられています。その報告によると、各地域での地下水採取量は●表 5-4 のとおりです。

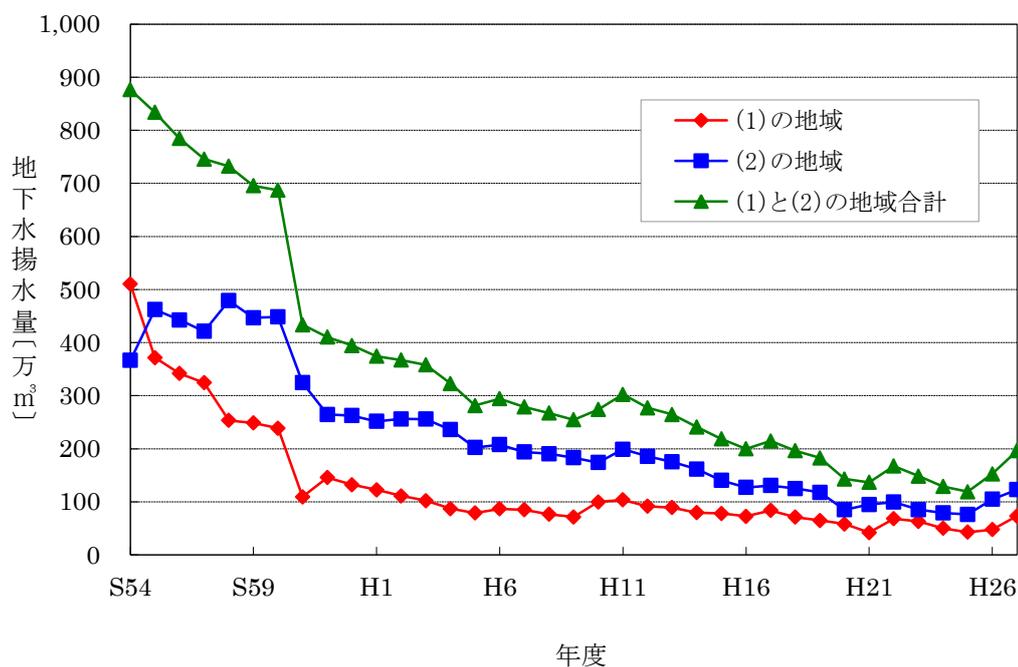
●表 5-4 年間地下水採取量の推移

(単位：m³)

地 域	H23	H24	H25	H26	H27
(1)の地域	630,383	501,084	427,363	477,639	732,533
(2)の地域	853,049	789,125	763,152	1,047,866	1,229,006
(1)と(2)の地域合計	1,483,432	1,290,209	1,190,515	1,525,505	1,961,539

(2) 地下水採取量の経年変化

前述の報告による地下水の採取量の経年変化は■図 5-6 のとおりです。平成 27 年度は市水道事業の採水量を増したため前年より増加していますが、報告制度が開始された昭和 54 年度当初と比べると、採取量は大幅に減少しています。



■図 5-6 地下水採取量の経年変化

第6章 ごみ

第1節 ごみの現状

1. ごみの排出量

平成27年度は平成26年度に比べて、不燃ごみが減少し、可燃性ごみ、資源ごみが増加しました。全体として697tの増加になりました。

■図6-1はごみの排出量の推移を、●表6-2は資源ごみの内訳を示しています。

●表6-1 総排出量(小数点第1位四捨五入)

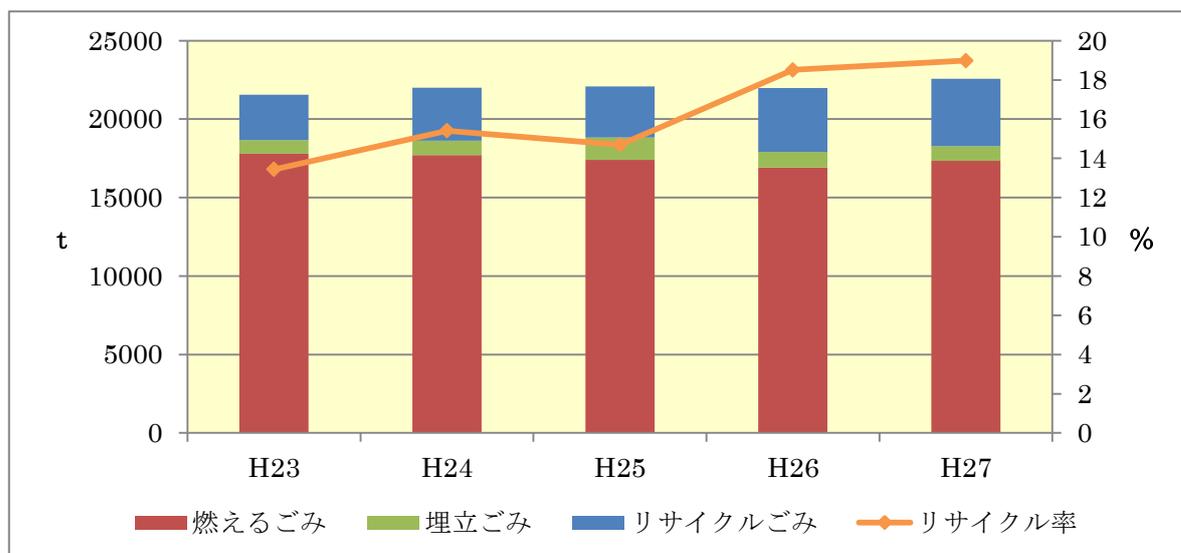
区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27
計画処理区域内人口(人)	58,284	58,044	57,247	56,382	55,534
総排出量(t)	21,560	22,010	22,083	21,987	22,575
燃えるごみ(t)	17,784	17,703	17,395	16,909	17,354
埋立ごみ(t)	879	915	1,443	1,008	935
リサイクルごみ(t)	2,897	3,392	3,245	4,070	4,286
七尾市収集量(t)	2,734	3,252	3,116	3,961	4,186
資源物回収事業量(t)	163	140	129	109	100
リサイクル率(%)	13.4	15.4	14.7	18.5	19.0

※環境省「一般廃棄物処理実態調査」より参照

※計画処理区域内人口(人)：各年度9月30日現在

※資源物回収事業量：平成23年度から古紙等混在を合算

■図6-1 ごみの排出量の推移



●表 6-2 平成 27 年度資源ごみの内訳

項目	排出量(t)	資源ごみにおける割合(%)
新聞紙	463	10.8
雑誌等	610	14.2
段ボール	203	4.7
ペットボトル	87	2.1
金物類	296	6.9
びん類	382	8.9
乾電池等	29	0.7
資源物回収事業	100	2.3
その他	2,116	49.4
資源ごみ総量	4,286	100

第 2 節 ごみ減量化対策

1. 家庭用生ごみ処理機設置補助金の交付

七尾市では生ごみを堆肥化する家庭に対して、生ごみ処理機の設置補助金を交付し、生ごみの減量化に取り組んでいます。

●表 6-3 家庭用生ごみ処理機設置補助金の交付 単位：台

対象	年度			
	H24	H25	H26	H27
生ごみ処理機	31	22	19	11
コンポスト	22	14	8	13
その他発酵促進剤等	4	—	—	—

※七尾市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付要綱の一部改正により、平成 25 年度以降その他発酵促進剤等は補助金の対象外となった(平成 25 年 4 月 1 日施行)。

2. 資源物回収奨励金の交付

七尾市では資源物(古紙類・アルミ缶・びん類)を回収する団体に対して奨励金を交付し、ごみ分別の意識や資源化の理解を深める事業に取り組んでいます。

●表 6-4 資源物回収奨励金の交付(古紙等・アルミ缶：小数点第 1 位四捨五入)

対象	年度					
	H23	H24	H25	H26	H27	
実施団体(団体)	23	21	20	20	17	
実施回数(回)	35	32	32	30	23	
回収量	古紙類(t)	139	118	112	92	86
	アルミ缶(t)	7	7	6	5	5
	びん(本)	21,183	21,137	18,336	18,018	12,704

3. 子どもごみ分別検定

七尾市では、小学4年生の教育課程において家庭からでるごみをテーマにした環境学習が取り組まれています。

その学習の過程で、ごみの出し方やごみ分別の目的(削減、資源化)を学んでいただくため、市内全小学校と七尾市快適環境づくり市民委員会が協力してごみ分別検定を実施しています。

内容は、七尾市のごみ分別などのルールを3択クイズにした冊子を配布し、子どもたちは各家庭で、家族と一緒に実際にごみ出しを体験しながら、問題を解いていきます。その後、答え合わせをしながら、ごみのルールを学んでもらいます。



4. 不法投棄対策

七尾市では、各々の責任を明確にし、「空き缶等のぼい捨て」「廃棄物の投棄」「飼い犬等のふんの放置」を禁止し、「路上喫煙等」を制限するため、平成26年10月1日に「七尾市ぼい捨て等を防止する条例」を施行しました。また、従来から実施している不法投棄監視員と併用し環境美化に努めています。

(1) 環境美化指導員

「七尾市ぼい捨て等を防止する条例」の施行に併せ、49名・2団体に環境美化指導員を委嘱(任期2年)し、ぼい捨て等の情報収集や未然防止による巡回活動を実施しています。

(2) 不法投棄監視員

町会・町内会から推薦された47名に不法投棄監視員を委嘱(任期2年)し、ごみの不法投棄を未然に防ぐよう巡回活動と報告及びごみ回収を実施しています。

(3) 指導・啓発

市民や環境美化指導員・不法投棄監視員から不法投棄の報告があった場合、必要に応じて現地を確認・調査し、投棄者が判明した場合は指導等を行っています。また、市内小中学生から「ごみのぼい捨て防止PRポスター」を募集し、入選作品を展示及び啓発看板として作成し、不法投棄されやすい場所に設置しています。

■補足：ごみ処理方法

家庭などから出た燃えるごみは「ななかりサイクルセンター」に、埋立ごみは「ななか中央埋立場」にて処理されます。「ななかりサイクルセンター」では、固形燃料「RDF」が生成され、志賀町にある「石川北部RDFセンター」で焼却し、発生した熱エネルギーで発電を行なっております。埋立ごみは「ななか中央埋立場」にて専用の機械で減容・転圧された後、埋立処理されます。

また、市民サービスの向上を目的に設置した常時開設資源ごみ集積場、通称「え〜こ屋」があります。平成22年7月1日から開始し、新聞・雑誌等、ダンボール、アルミ缶、ペットボトルを出すことができます。



第7章 ダイオキシン

第1節 ダイオキシン概要

ダイオキシンとは、有機塩素化合物の一種で、ごく微量で強い毒性を持っています。自然分解されにくく、生物濃縮されやすいため、発生源から自然界への拡散を防ぎ、それぞれが曝露を避けることが重要です。ダイオキシンは、有機化合物が塩素の存在下において300～500℃で加熱されるときに発生します。主な発生原因は廃棄物焼却、金属精錬、自動車の排煙等です。

第2節 測定結果

1. 一般環境

石川県では、大気、水質（河川、海域）、水底の底質、土壌において、ダイオキシン濃度の測定を行っています。

●表 7-1 一般環境中のダイオキシン測定結果

区分	測定箇所		環境基準	測定結果	環境基準適合状況
大気	七尾測定局		0.6pg-TEQ/m ³	0.017pg-TEQ/m ³	○
水質	河川	御祓川(藤橋2号橋)	1pg-TEQ/L	0.39pg-TEQ/L	○
		御祓川(仙対橋)		0.14pg-TEQ/L	○
	海域	七尾南湾中央部		0.13pg-TEQ/L	○
底質	河川	御祓川(藤橋2号橋)	150pg-TEQ/g	0.48pg-TEQ/g	○
		御祓川(仙対橋)		19pg-TEQ/g	○
	海域	七尾南湾中央部		8.5pg-TEQ/g	○
地下水	桧物町		1pg-TEQ/L	0.095 pg-TEQ/L	○
土壌	中島町		1,000pg-TEQ/g	0.099 pg-TEQ/g	○
	石崎町			0.034 pg-TEQ/g	○

2. 発生源

ダイオキシンの主な発生源としては、廃棄物焼却施設が挙げられます。七尾市内の可燃ごみ処理場は「ななかりサイクルセンター」の一箇所です。ごみの焼却は行っていませんが、燃料を用いた乾燥を行っており、排ガス中のダイオキシン量を監視しています。

●表 7-2 ななかりサイクルセンターダイオキシン測定結果

単位：ng-TEQ/m³N

測定箇所	測定月	測定結果	規制基準値	地元協定値	基準値・協定値適合性
A系	平成27年8月	0.00021	0.1	0.01	○
	平成28年2月	0.00024			○
B系	平成27年8月	0.00350			○
	平成28年2月	0.00011			○

第8章 地球温暖化

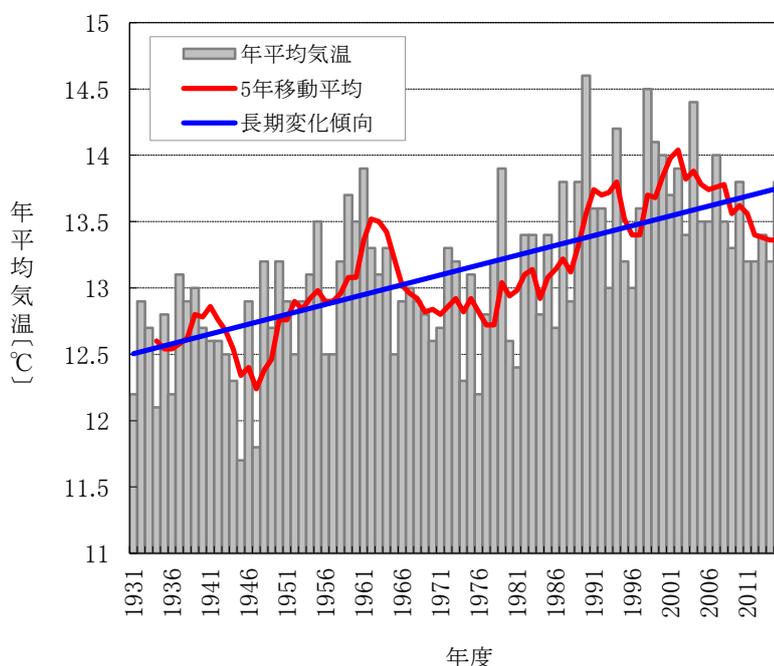
第1節 地球温暖化の現状

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、近代では化石燃料の大量消費等の人為的な活動により異常な温度上昇が起こっていると見られています。地球温暖化による影響は、異常気象、海水面の上昇、水循環機構の変動等が考えられ、これらによる気象災害、生態系・自然環境への影響は、人の安全や健康、社会環境に甚大な影響をもたらすと予測されています。

地球温暖化は地球規模で起こっており、その原因は人類の暮らしや社会でのエネルギー使用方法という文明の根本にあり、非常に把握しづらく対処が難しい問題です。世界中の一人一人が、それぞれの立場でライフスタイルの転換や省エネ活動の推進を行い、社会全体を変え、持続可能な社会を後世へ残すために努めなければなりません。

1. 平均気温

七尾地域のここ 80 年における年平均気温の推移は■図 8-1 のとおりです。全国的、世界的な傾向と同じく、七尾地域でも温暖化の傾向が見られます。



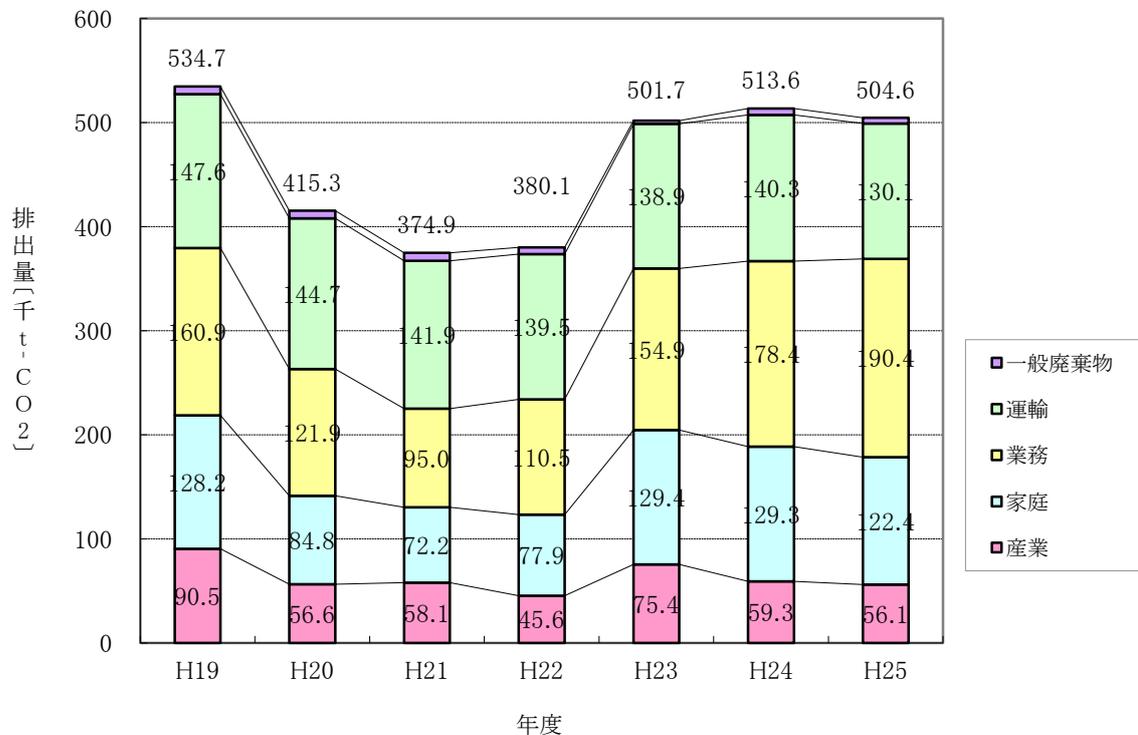
■図 8-1 七尾地域の平均気温の推移

※金沢地方気象台のデータにより作成

※使用したデータは、1931～1978年は輪島観測所、1979年以降は七尾観測所での測定値

2. 温室効果ガス排出量

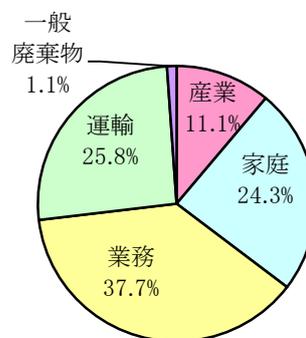
温室効果ガスの中でも、地球温暖化問題の主な原因となっている二酸化炭素の、七尾市における平成 25 年度の排出量は■図 8-2 のとおりです。平成 25 年度は前年度と比較して二酸化炭素排出量は微減しています。業務部門は増加していますが、家庭部門、産業部門は減少しています。



■図 8-2 七尾市の二酸化炭素排出量

※環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」
部門別 CO2 排出量の現況推計値より作成

また、平成 25 年度の排出要因別の割合は■図 8-3 のとおりです。業務部門が大きく占めており、続いて運輸部門（自家用車分含む）、家庭部門となっています。この 3 部門で全体の 87.8%を占めています。



■図 8-3 平成 25 年度排出割合

第2節 対策

1. 市民の生活における取組み

市民の取組みを支援する施策を実施しています。

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

環境への負担軽減の必要性を広く周知することを目的とした事業を行っております。

●表 8-1 家庭用太陽光発電設備設置補助金の交付件数 単位：件

年度 区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	累計
補助件数	30	37	55	41	37	34	234

※家庭用太陽光発電設備の設置に対する補助金の交付

※平成 27 年度補助内容：50,000 円/kw、上限 4kw

(2) バイオディーゼル燃料の使用による二酸化炭素の削減

七尾市では平成 21 年度から、家庭および事業所で使用された廃食用油を回収し、それを BDF：Bio Diesel Fuel（バイオディーゼル燃料）として、再利用する取組みを行っております。

この取組みは、BDF を使用することで化石燃料由来の二酸化炭素を発生させず、温室効果の抑制に効果があります。

●活動団体

参加団体数	48 団体
参画事業者数	49 事業者

【参加団体内訳】

- 町内会：33 団体
- 町会連合会：2 団体
- 女性会：13 団体

●表 8-2 廃食用油に関する表

年度 区分	H25	H26	H27
総回収量	43,071.0ℓ	38,809.0ℓ	42,207.0ℓ
ごみ削減効果	38,763.9kg	34,928.1kg	37,986.3kg
BDF 再資源化	34,456.8ℓ	31,047.2ℓ	33,765.6ℓ
公用車の BDF 使用量（内数）	1,890ℓ	1,657ℓ	2,033ℓ
温室効果ガス排出抑制効果	△90.2 t-CO ₂	△80.1 t-CO ₂	△87.1 t-CO ₂

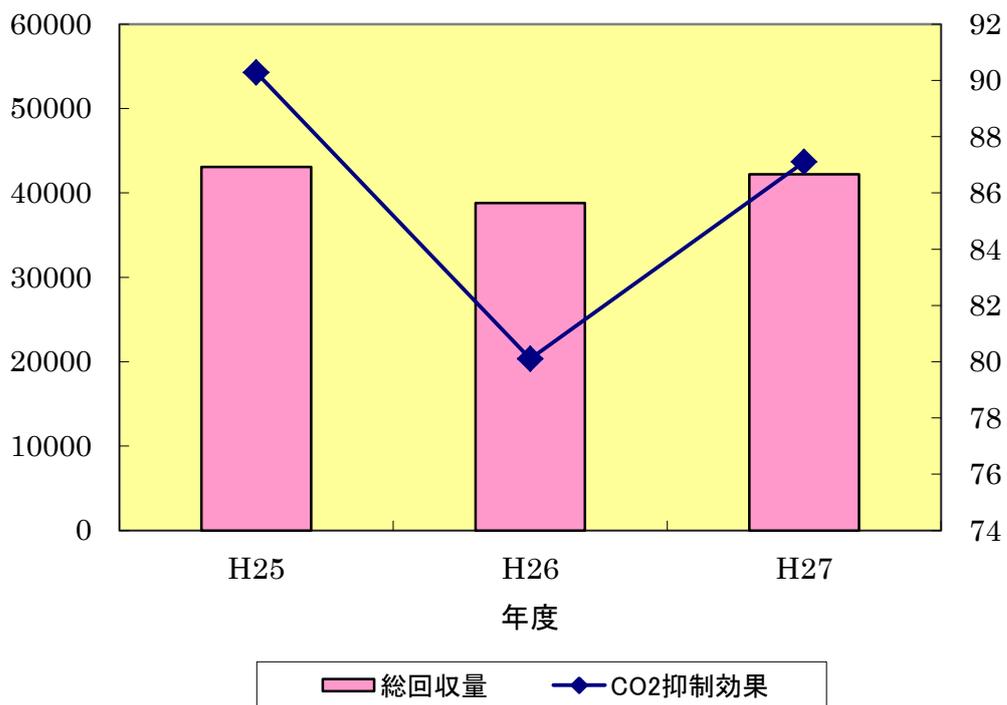
【算出方法】

- ごみ削減効果=総回収量×0.9
- ごみ再資源化効果=総回収量×0.8
- 温室効果ガス排出抑制量=BDF 再資源化×2.58

☆軽油を使用した場合の CO₂ 排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」により、平成 27 年度は 1 ℓあたり 2.58kg(軽油 2.58kg-CO₂/ℓ)になります。

総回収量:ℓ

CO2抑制効果:t



■図 8-4 廃食用油の総回収量及び公用車の BDF 使用量の推移



平成 27 年度は約 87t の二酸化炭素の抑制効果になりました。

これは杉の木 **約 6,223 本分の二酸化炭素抑制効果**となります。

☆杉の木 1 本（樹齢 50 年）が 1 年間に吸収する二酸化炭素の量は約 14 kg です。



2. 公共施設における取組み

「七尾市地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設・事業における温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。5年間で総排出量4.3%以上の削減を目標とする計画です。平成27年度の実績値は●表8-3のとおりです。

●表8-3 温室効果ガス排出量 (排出量/t - CO₂)

年度		基準			目標			
		H25	H27	基準年度比	H30	基準年度比		
事務系施設		11,228	10,482	△6.6%	10,733	△4.4%		
事業系施設	病院	能登総合病院	6,418	5,897	△8.1%	6,097	△5.0%	
	RDF製造施設	ななかリサイクルセンター	5,816	5,754	△1.1%	5,296	△9.0%	
	下水道施設	下水道施設・ポンプ場	3,207	3,452	7.6%	3,476	8.4%	
	その他施設	水道施設		1,559	1,870	19.9%	1,481	△5.0%
		ななかクリーンセンター・中央埋立場・斎場		1,776	702	△60.5%	1,688	△5.0%
	消防施設		435	378	△13.1%	413	△5.0%	
公用車			569	512	△10.0%	511	△10.0%	
合計			31,008	29,046	△6.3%	29,695	△4.3%	

第9章 市民パートナーシップ

第1節 市民活動

1. 地域美化運動

地域の美化は地域の住民から始まります。

自分の住んでいるところだからこそ、どこにごみが捨てられているか分かっているからです。捨てられたごみを地域の「市民の力」できれいにする。それが地域美化運動です。

七尾市では地域の美化活動に参加したい意欲を持った人たちを後押しし、清掃の促進に努めています。

(1) 春・秋の地域清掃

七尾市では、春と秋に町会・町内会を主体に、側溝の汚泥上げやごみ拾い、遊休地の草刈りなどの地域美化活動が取り組まれています。

●表9-1 春・秋の地域清掃実績 単位：回

年度 項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
活動回数	158	173	181	193



(2) 河川・海岸の清掃

七尾市では、身近な自然環境である河川や海岸が不法投棄や海岸に漂着したごみで汚れた場合、町会・町内会や公民館など、市民を主体とした美化活動が積極的に取り組まれています。

●表9-2 河川・海岸の清掃実績

年度 項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
活動団体(団体)	118	99	121	111
回収されたごみ(t)	16.97	16.80	10.98	13.15



2. 市民の事業活動

七尾市では、協働の一環として市民団体が地域や学校で環境に対する講習会の開催を後押ししています。

(1) ふろしき講習会

ふろしき講習会とは、七尾市快適環境づくり市民委員会が学校や町会などと協力して実施している環境学習の一つで、何回でも使える一枚の布「ふろしき」が、資源のムダ使いの防止や排出ガスの削減及び日本の伝統文化を学ぶことを目的に行われています。

●表 9-3 ふろしき講習会実績

年度	参加団体	実施日	参加数(人)
平成 25 年度	女性会ふろしき部 会 ほか	2 月 2 日	25
平成 26 年度	山王小学校	1 月 20 日	51
平成 27 年度	田鶴浜小学校	7 月 13 日	42
	上野ヶ丘ゆうゆう クラブ	8 月 17 日	15



(2) グリーンカーテン事業

次世代を担う子どもたちの環境意識の向上と地域の核となる公共施設「小学校」で実施する事で教職員のみならず、地域住民に対して環境保全の周知、植物の育成を通し、植物の持つ力や、成長の実感など環境と心の育成を目的としています。

●表 9-4 グリーンカーテン事業実績

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
参加学校	小丸山小学校 天神山小学校 山王小学校 石崎小学校 東湊小学校 北星小学校※	小丸山小学校 天神山小学校 山王小学校 石崎小学校 和倉小学校 東湊小学校 中島小学校 北星小学校※	小丸山小学校 天神山小学校 山王小学校 石崎小学校 和倉小学校 中島小学校 田鶴浜小学校※

※苗、資材などの提供



資料編

第1節 公害防止協定締結事業所

1. 協定締結事業所一覧

●表 七尾市における公害防止（環境保全）協定の締結状況

No.	締結の相手方	協定等の名称	施設名	締結日	変更日
1	ENEOSグローブ ガスターミナル(株)	災害防止及び環境保全に 関する協定	七尾ガスターミナル	S48.3.22	H17.7.29 H18.9.20 H28.9.6
2	石川県知事	七尾港木屑焼却場に関する 公害防止に関する覚書	木くず焼却場	S49.9.21	
3	林ベニヤ産業(株)	林ベニヤに係る公害防止 協定	林ベニヤ産業七尾工 場	S56.5.26	H26.1.16
4	七尾リゾート(株)	七尾リゾートに係る環境保 全協定	和倉ゴルフ倶楽部	H2.11.14	
5	北陸電力(株)	環境の保全に関する基本 協定書	七尾大田火力発電 所	H2.12.18	
6	北陸電力(株)	環境の保全に関する細目 協定書	七尾大田火力発電 所	H2.12.18	H6.12.1 H17.4.1 H28.7.1
7	(株)山口	環境保全協定書	がれき類の破碎施設	H14.7.5	H26.3.27
8	(株)家村商店	環境保全協定書	木くず破碎施設	H14.10.22	
9	(株)クリーン能登	環境保全協定書	安定型埋立場	H19.3.22	
10	能登健康福祉(株)	環境保全協定書	グランド・ケア・クラシ ック能登	H20.7.11	
11	西日本資源再開 発(株)	生活環境保全協定	木くずの破碎施設	H22.3.18	H23.1.19
12	(有)ラックス	産業廃棄物処理施設設置 に係る環境保全協定書	木くずの破碎施設 がれき類の破碎施設	H24.3.1	H25.10.21
13	(一社)能登かき養 殖漁業振興会	一般廃棄物処理施設に係 る公害防止協定書	かき殻再生施設	H25.10.1	
14	(有)金沢商店	環境保全協定書	ごみ圧縮施設	H26.11.6	

2. 七尾市における公害苦情処理件数

●表 過去3年間の公害苦情処調査(石川県報告分)

年度	項目	大気	水質	土壌	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物 投棄	その他	合計
平成25年度		0	2	0	2	0	0	6	4	0	14
平成26年度		4	5	0	3	0	0	5	3	0	20
平成27年度		8	2	0	5	2	0	2	1	1	21

3. 協定にかかる報告

(1)北陸電力株式会社七尾大田火力発電所

北陸電力株式会社七尾大田火力発電所からは協定を上まわる報告はありませんでした。

●表 北陸電力株式会社七尾大田火力発電所との協定による報告書

測定項目		単位	協定値		測定結果の最大値		測定頻度	測定場所
			1号機	2号機	1号機	2号機		
大気汚染物質	硫黄酸化物	ppm	80	50	68	36	自動連続測定	煙道
		m ³ N/h	128	109	99	78		
	窒素酸化物	ppm	60	45	52	32		
		m ³ N/h	100	101	85	77		
	ばいじん	mg/m ³ N	30	10	3	3	2カ月に1回	
kg/h		50	23	5	7			
消費石炭	硫黄分	%	1	1	0.56	0.58	月1回	—
	窒素分	%	1.8	1.8	1.76	1.72		
騒音	朝	dB(A)	65		59		年4回	敷地境界 (6地点)
	昼間	dB(A)	70		62			
	夕	dB(A)	65		59			
	夜間	dB(A)	60		60			
振動	昼間	dB	65		57		—	
	夜間	dB	60		53			
悪臭	アンモニア	ppm	1		<0.1		年2回	敷地境界 (4地点)
一般排水	水素イオン濃度	—	5.8~8.6	5.8~8.6	6.3~7.5	6.4~7.3	自動連続測定	総合排水 処理装置出口
	浮遊物質	mg/L	20	15	2	3	月1回	
	化学的酸素要求量	mg/L	12	10	5.3	6.0		
	n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	2	1	<0.5	<0.5		
	フッ素含有量	mg/L	15	15	2	5		
	生物化学的酸素要求量	mg/L	20		11		年4回	生活排水 処理装置出口
灰捨場余水	水素イオン濃度	—	5~9		7.4~8.5		自動連続測定	余水処理槽 の出口
	浮遊物質	mg/L	20		7		月1回	
温排水	温度差	℃	7	7	7.0	6.8	自動連続測定	取水口及び 放水口

(2)林ベニヤ産業株式会社

林ベニヤ産業株式会社からは協定を上まわる報告はありませんでした。

●表 林ベニヤ産業株式会社との協定によるばいじん濃度報告書 単位：g/m³N

数値	1号機	4号機	5号機
協定値	0.40	0.40	0.30
報告最大値	0.14	0.18	0.19

第2節 環境審議会

環境審議会とは、地方自治体の附属機関の一つです。

環境基本法（平成5年法律第91号）第44条（市町村の審議会）によって、市町村の設置は任意であることが規定されています。

七尾市では、七尾市環境基本条例（平成18年3月29日制定）第26条により、設置することを定め、七尾市の環境保全に関する重要な事項や七尾市環境基本計画に関する事項の調査審議をし、市長の諮問に応じ意見の答申を受けるため、環境の保全に関し、学識経験のある者を含む者で構成される審議会です。

●表 第5期環境審議会委員名簿（任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日）

区分	氏名	備考
1号委員	堀 逸朗	七尾市文化財保護審議会
	時国 公政	(公財)日本鳥類保護連盟
	福田 正	七尾市野生動植物生息等調査委員会
3号委員	高瀬 喜美枝	能登わかば農業協同組合
	北橋 行夫	石川県漁業協同組合ななか支所
	今井 富夫	七尾商工会議所
	垣内 節子	能登鹿北商工会
	小林 義弘	七尾市町会連合会
	堀岡 敏幸	七尾市快適環境づくり市民委員会
	山下 幸子	七尾市各種女性連絡協議会
	往田 初美	七尾市女性団体協議会
	坂井 節子	七尾生活学校
	森山 奈美	川への祈り実行委員会
4号委員	南 陸男	石川県能登中部保健所

平成 27 年度版
七尾市の環境の現況

平成 29 年 3 月発行
七尾市市民生活部環境課
〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部 2 5 番地
電話 0767-53-8421 FAX 0767-53-3315
HP http://www.city.nanao.lg.jp/kankyo/kankyo_no_genkyo.html